

資 料 集

資 料 集 目 次

資料 1	防災に関する各種協定	1
資料 2	主な災害記録	4
資料 3	住民組織及び協力団体	10
資料 4	岩見沢市地域防災無線設置機関	10
資料 5	災害情報等報告取扱要領	11
資料 6	火災・災害等即報要領	21
資料 7-1	本市の区域内的の河川	44
資料 7-2	重要水防区域	46
資料 8	土砂災害警戒区域等	50
資料 9	農業用ダム施設及び農業用ため池	51
資料 10	要配慮者利用施設（浸水想定区域内）	52
資料 11	消防組織	55
資料 12	消防職員の配置状況、消防団員の配置状況	56
資料 13	消防車両等の現有状況	57
資料 14	消防水利の現有状況	58
資料 15	消防署及び各分団別管轄区域	59
資料 16	指定避難所	60
資料 17	避難対象範囲	63
資料 18	救助法による救助の内容	67
資料 19	非常時用備蓄品一覧	72
資料 20	水道施設	73
資料 21	給水車両等	73
資料 22	岩見沢市医師会に加入する医療機関	74
資料 23	市有車両現況	77
資料 24	派遣部隊集結地	78
資料 25	ヘリコプター発着可能地	79
資料 26	水防用資機材等備蓄一覧	80
資料 27	排水機場及び排・取水門一覧	81
資料 28	主な危険物取扱い施設	87
資料 29	放射性同位元素等使用事業所	89

資料 1 (第 1 章第 6 節 7 (1)エ、第 3 章第 2 節 2 (3)オ、第 4 章第 7 節 1 (1)、第 4 章第 7 節 2、第 5 章第 4 節 1 (5)、第 5 章第 5 節 2 (3)、第 5 章第 6 節 3、第 5 章第 7 節 2 (2)ウ、第 5 章第 1 5 節 2 (1)、第 5 章第 1 5 節 3 (2)、第 5 章第 1 5 節 5、第 5 章第 1 9 節 3 (1)ア、第 5 章第 2 3 節 2 (1)、第 1 2 章第 1 節 1 (2)イ b、第 1 2 章第 1 節 2 (2)ウ d、第 1 2 章第 1 節 3 関係)

【防災に関する各種協定】

No.	協定機関	締結日	主な協定内容
1	株式会社 コミュニティエフエムはまなす	平成 8 年 2 月 1 日	災害時における非常放送
		平成 23 年 3 月 11 日	
		平成 25 年 12 月 24 日	
2	岩見沢建設協会	平成 18 年 8 月 29 日	公共施設の被害調査・災害応急対策
3	社団法人札幌地区トラック協会 岩見沢支部	平成 18 年 10 月 24 日	救援・救助のための資器材輸送
4	株式会社カナモト岩見沢営業所	平成 19 年 2 月 27 日	仮設トイレ・暖房機器・発電機等の優先 借り受け
5	岩見沢電気工事業協会	平成 19 年 5 月 16 日	主要施設の停電時における配電設備等 応急復旧対応
6	岩見沢水道災害時協議会	平成 19 年 8 月 28 日	応急給水活動・水道施設応急復旧対応
7	岩見沢アマチュア無線団体協議会	平成 19 年 10 月 16 日	無線を活用した情報収集・伝達
8	イオン北海道株式会社	平成 20 年 1 月 31 日	飲食料品、日用品等の生活物資供給
9	生活協同組合コープさっぽろ	平成 20 年 1 月 31 日	飲食料品、日用品等の生活物資供給
10	株式会社ラルズ ビッグハウス岩見沢店	平成 20 年 1 月 31 日	飲食料品、日用品等の生活物資供給
11	いわみざわ農業協同組合	平成 20 年 1 月 31 日	飲食料品、日用品等の生活物資供給
12	日本郵便株式会社岩見沢郵便局	平成 20 年 6 月 30 日	緊急車両等の提供、被災者の避難所開設・避難者リスト等の情報の相互提供、 広報活動、災害特別事務取扱及び援護、 損傷状況の情報提供、避難所臨時郵便ポストの設置、簡易保険やゆうちょ銀行の 非常取扱い
		平成 26 年 2 月 24 日	
		平成 31 年 3 月 28 日	
13	株式会社共成レンテム 岩見沢営業所	平成 21 年 7 月 7 日	仮設トイレ・暖房機器・発電機等の優先 借り受け
14	北海道コカ・コーラボトリング 株式会社	平成 22 年 3 月 2 日	災害対応型自動販売機による情報提供 及び飲料水無償提供
15	北海道エルピーガス 災害対策協議会	平成 22 年 8 月 12 日	避難所への L P ガス供給及び関連機器 設置、L P ガス設備撤去による安全確保
16	岩見沢エネルギー協同組合	平成 24 年 5 月 2 日	緊急車両、避難所等施設への優先給油及 び一時休憩所の提供

No.	協定機関	締結日	主な協定内容
17	積水化学北海道株式会社	平成 25 年 10 月 10 日	応急復旧活動に必要な資機材の確保及び供給対応、緊急・救援車両や資機材等の一時的な保管場所の提供
18	一般財団法人北海道電気保安協会	平成 27 年 2 月 26 日	公共施設や避難所における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のための役務提供
19	王子コンテナ株式会社札幌工場	平成 28 年 7 月 16 日	段ボール製簡易ベッド、段ボール製間仕切り、その他段ボール製品について、物資の供給
20	株式会社 セブン・イレブン・ジャパン	平成 29 年 3 月 29 日	災害時の食料品、飲料品、生活物資等の供給
21	ヤフー株式会社	平成 29 年 8 月 3 日	市民への自然災害等の情報をヤフーHP・アプリを通じた提供、災害時市HPの負荷軽減及び災害情報ブログの開設
22	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成 29 年 11 月 28 日	作業用品、日用品、水、暖房機器、電気用品、救急トイレ等の物資供給
23	岩見沢塗装業組合	平成 30 年 5 月 8 日	避難所等での断熱シート及びブルーシートの張付け作業、浸水等による泥土の洗浄作業
24	社会福祉法人 北海道社会福祉事業団	平成 31 年 3 月 29 日	福祉避難所としての施設利用
25	公益社団法人 北海道柔道整復師会札幌ブロック	令和 元年 6 月 5 日	避難所での柔道整復による応急処置
26	岩見沢ドローンフライトクラブ	令和 元年 6 月 19 日	無人航空機（ドローン）による災害状況の調査・撮影、行方不明者の捜索
27	岩見沢地区ハイヤー協会	令和 元年 7 月 22 日	避難者や要配慮者等の移送
28	株式会社セコマ	令和 元年 12 月 3 日	災害時の食料品、飲料品、生活物資等の供給
29	社会福祉法人岩見沢福祉会	令和 元年 12 月 3 日	福祉避難所としての施設利用
30	株式会社ツルハ	令和 元年 12 月 17 日	災害時の医薬品、食料品、日用品等の物資の供給
31	DCM 株式会社	令和 2 年 2 月 18 日	災害時の暖房器具、電気器具、作業工具等の供給
32	田中産業株式会社	令和 2 年 7 月 1 日	公共施設や崩土及び倒木処理等の応急・復旧作業
33	ヤマト運輸株式会社	令和 2 年 12 月 10 日	応急対策に必要な機材、物資の輸送及び配送

No.	協定機関	締結日	主な協定内容
34	岩見沢市開業獣医師会	令和 3 年 5 月 31 日	避難所へ同行避難したペットの応急救護
35	株式会社 トヨタレンタリース新札幌	令和 3 年 10 月 7 日	物資運搬車両や電源供給可能車両の優先貸借
36	サトウ食品株式会社	令和 3 年 11 月 25 日	災害時の食料品（包装米飯・包装餅等）の供給
37	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	令和 4 年 4 月 20 日	災害時の停電情報の共有、重要施設への電力の優先供給、電力供給に必要な障害物の撤去作業支援
38	日立建機日本株式会社	令和 5 年 2 月 9 日	災害時における資機材等の供給
39	株式会社ダイナム	令和 5 年 4 月 20 日	車中避難場所としての施設利用（駐車場の一部、店舗トイレ）
40	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	令和 5 年 9 月 29 日	災害時における福祉用具等物資の供給
41	一般社団法人 日本ムービングハウス協会	令和 6 年 4 月 24 日	災害時における応急仮設住宅の建設
42	社会福祉法人栗沢福祉会	令和 6 年 12 月 2 日	福祉避難所としての施設利用
43	社会福祉法人萌佑会	令和 6 年 12 月 2 日	福祉避難所としての施設利用
44	有限会社オアシス	令和 6 年 12 月 2 日	福祉避難所としての施設利用
45	有限会社北海道環境福祉サービス	令和 6 年 12 月 2 日	福祉避難所としての施設利用
46	株式会社真里	令和 6 年 12 月 2 日	福祉避難所としての施設利用
47	公益財団法人 B&G 財団	令和 7 年 4 月 17 日	災害時の車両、資機材、食料、飲料水、その他の生活必需品等の提供
48	社会福祉法人 岩見沢市社会福祉協議会	令和 7 年 9 月 24 日	災害ボランティアセンターの設置及び運営
49	株式会社丸新岩寺	令和 7 年 10 月 14 日	災害時における入浴施設利用
50	空知リゾートシティ株式会社	令和 8 年 7 月 1 日	避難所としての施設利用
51	S e e d C 株式会社	令和 8 年 7 月 1 日	避難所、福祉避難所としての施設利用

※締結日の上段は当初締結、中下段は再締結の日付

資料 2（第 1 章第 8 節 4 関係）

【主な災害記録】

1. 岩見沢市

注）災害記録は、市町村合併（平成 18 年 3 月 27 日）以前の岩見沢市地域防災計画から引用。

種別	年 月 日	場 所	災 害 記 録
火災	明治29年 5月22日	1 条西 4 丁目	市街地の過半 140 戸を消失
	大正 7年 2月15日		空知支庁全焼
	大正14年 6月 5日	3 条西 3 丁目	市街中心部 364 戸全焼
	昭和19年 1月19日		日本火薬作業所爆発火災
	昭和23年 1月28日	4 条西 6 丁目	空知支庁全焼
	昭和24年 9月16日	9 条東 2 丁目	北海道立岩見沢高等学校全焼
	昭和26年 6月21日	朝日	朝日炭鉱社宅より出火 13 棟 72 戸焼失
	昭和34年 2月14日	9 条西 3 丁目	北海道立岩見沢西高等学校焼失
	昭和40年11月27日	2 条西 2 丁目	2 条 3 条間の 2 丁目焼失、31 棟 125 戸全焼（災害救助法適用）
	平成12年12月10日	有明町南	J R 岩見沢駅舎全焼
水害	昭和 7年 9月 6日	宮下町 7 条通り	9 月 4 日より降雨が続き利根別川の氾濫
	昭和 7年 9月10日	1. 2. 3 条西 1 丁目 を除く全町	7 日より 10 日まで連日の大雨で各所の堤防が決壊
	昭和11年10月 2日	二俣・幌向	豪雨により幾春別川、利根別川の大増水により出水
	昭和12年 5月 2日～ 4日	二俣・幌向	大雨のため浸水
	昭和12年 7月21日～23日	二俣・幌向	大雨のため浸水
	昭和14年 4月26日～27日	二俣	融雪期に大雨のため出水
	昭和14年 9月15日～17日	二俣	豪雨のため出水
	昭和16年 4月17日	幌向・二俣	暴風雨により融雪増水中の幾春別川が急激に増水し出水
	昭和16年11月 1日～ 3日	幌向・二俣	豪雨により各河川が増水し出水
	昭和17年 3月23日～24日	上幌向・金子 中幌向・二俣	強雨と融雪による幾春別川が増水し出水
	昭和18年 9月12日	利根別川沿線地区 西鉄道官舎・金子 南利根別・下志文	大雨により幾春別川、利根別川が急激に増水、各所で堤防決壊浸水となる。
	昭和21年 3月31日		急激な気温の上昇で融雪が進み各部落とも大水害
	昭和21年 7月20日～23日		豪雨による各河川が増水、幾春別川、利根別川の堤防決壊甚大なる被害
	昭和22年 9月14日		大雨のため 7 条 6 丁目及び幾春別川東踏切付近の堤防決壊し浸水
	昭和29年 9月26日		台風 15 号による開市以来の大被害 床上下浸水 3, 772 戸
	昭和33年 7月23日	二俣	台風 11 号による被害
	昭和34年 9月 6日	東・宮下町	岩見沢測候所開設以来の大雨で降雨量は 214 mm
	昭和36年 7月24日～26日	市内全域	集中豪雨による床上下浸水 1, 092 戸、田畑冠浸水 2, 048ha、堤防決壊 17 か所

昭和37年 8月 3日	幌向町・双葉町・下志文町・御茶の水町	台風 9 号による被害、降雨量 211 mm、堤防決壊 10 か所、地滑 34 か所、橋流出 2 か所、田畑冠浸水 2,200ha
昭和37年 8月 3日	幌向町・双葉町・下志文町・御茶の水町	台風 9 号により市内大小河川が氾濫
昭和40年 9月11日		台風 23 号による被害街路、公園樹木の倒折 195 本、家屋の一部破損 24 棟、その他
昭和40年 9月20日		台風 24 号による被害床上下浸水 75 戸、田畑冠浸水 445ha、土木被害 13 か所、その他
昭和41年 8月20日		集中豪雨により大小河川及び排水の氾濫、床上下浸水 1,222 棟、田畑被害 912ha、土木被害 104 か所、その他
昭和50年 8月23日	市内全域	台風 6 号による集中豪雨のため大小河川及び排水の氾濫(激甚災害救助法適用)、床上下浸水 3,845 棟、田畑の被害 6,321ha、土木被害 20 か所
昭和56年 8月 3日～ 6日	市内全域	台風 12 号による集中豪雨のため大小河川及び排水の氾濫(災害救助法適用)、床上下浸水 2,253 棟、田畑の被害 6,190.9ha、土木被害 46 か所
昭和63年 8月24日～27日	市内全域	昭和 63 年 8 月 24 日から 27 日にかけての前線による北海道西部を中心とした大雨により、床上下浸水 185 棟、田畑被害 480ha、土木被害 49 か所、林業被害 4 か所、その他
平成16年9月 8日	市内全域	台風 18 号による暴風被害 軽傷者 1 名、家屋の一部破損 93 棟、田畑被害 1,634ha (田) 25ha (畑)、街路樹・公園樹の倒木 685 本、街路灯 8 基、その他
平成24年 9月 9日～12日	市内全域	断続的な雨により市内全域で道路や農地が冠水、特に南町地区で南利根別川の溢水等により広域にわたり冠水 家屋被害 床上下浸水 92 棟、田畑被害 158.9ha、農業用施設等被害 39 か所、林道被害 5 か所、耕作道その他 15 か所、土木被害 10 か所、教育施設被害 12 か所、その他公共施設被害 6 か所
平成27年6月3日	幌向・美園・南町	大雨により市内の一部で道路が冠水し、通行止めとなったほか、車庫などの非住家施設で一部雨水の流入が発生した。
平成28年8月20日	幌向・中幌向・双葉町・志文・金子町・栗沢町の一部	断続的に降り続く雨により、市内の一部で道路が冠水し、通行止めとなったほか、法面崩れが発生した。
平成30年3月9日	幌向・中幌向・双葉町・志文・金子町・栗沢町の一部	大雨及び融雪により、市内の一部で道路が冠水し、通行止めとなったほか、車庫への浸水や床下浸水が発生した。
令和元年8月31日	市街地区	記録的短時間大雨情報が発表され、市街地区の一部で道路が冠水し、通行止めとなったほか、住家や車庫への浸水や床下浸水が発生した。 (1 時間最大降水量 94.5 mm)

	令和4年8月15日～17日	上幌向・美園・南町・双葉町・栗沢町の一部	断続的に降り続く雨の影響により、8月16日に洪水警報が発表され、市内の一部で道路が冠水し、通行止めとなった。
地震	昭和27年 3月 4日 昭和43年 5月16日 平成15年 9月26日 平成30年 9月 6日		1952年十勝沖地震 市内の集合煙突、家屋の被害があったが、家屋の倒壊はなし 1968年十勝沖地震 震度4、集合煙突の倒壊、家屋の一部破損、商品破損等の被害あり 平成15年十勝沖地震 M7.8 震度4、橋梁一部陥没、水道管破損等の被害あり 平成30年北海道胆振東部地震 M6.7 震度5弱 北海道全域停電（ブラックアウト）により市内全域停電 最長62時間停電
雪害	平成23年12月～平成24年3月 令和2年12月～令和3年3月	市内全域 市内全域	平成23年12月16日には、累積降雪量が平年の2倍を超える369cmを記録し、同日、豪雪対策本部を設置（本部解散 平成24年3月31日）2月12日には、最大積雪深が208cmとなり、気象台観測史上最大値を記録、3月末時点累積降雪量1,019cm 被害状況 人的被害 死亡3名、重傷12名、軽傷36名。住家被害 一部損壊35棟。非住家被害 全壊16棟、半壊5棟。農業被害 営農施設1,661棟、畜産施設5棟、その他施設16棟 令和2年12月における、月降水量が気象台観測史上最大値となる299.0mm、月降雪量は372cmを記録し、12月18日に豪雪対策本部を設置（本部解散 令和3年3月31日）。2月25日には、最大積雪深が205cmとなり、気象台観測史上第2位を記録、3月末時点累積降雪量944cm 被害状況 人的被害 死亡6名、重傷21名、軽傷27名。住家被害 損壊46棟。非住家被害 倒壊19棟、損壊5棟。農業被害 営農施設295棟、畜産施設1棟、その他施設82棟

2. 北村

注）災害記録は、市町村合併（平成18年3月27日）以前の北村地域防災計画から引用。

区分 年度	災害の 種 類	被害金額	摘 要
昭和7年	水 害	千円 750	8月15日から全村浸水し、浸水期間1ヶ月に及ぶ。
昭和29年	台 風	31,827	5月10日風害により温冷床資材、苗代建物等の損傷をうける。
昭和29年	台 風	183,000	9月26日15号台風災害、家屋全半壊、農作物の被害甚大
昭和30年	水 害	65,940	4月10日融雪水害、温冷床資材、家屋等の被害
昭和30年	暴風雨	9,500	5月10日暴風雨災害、温冷床資材、家屋等の被害

昭和 31 年	水 害	74,940	4 月 17 日大水害、浸水 4 日に及ぶ。農業資材、施設等の被害
昭和 31 年	冷 害	167,858	未曾有の大冷害凶作に遭遇した。
昭和 36 年	水 害	873,764	田 68% 畑 56%の被害（参考：米石当たり 1,000 円）
昭和 37 年	水 害	1,075,753	7 月 24 日異常降雨により、昭和 7 年をしのぐ大洪水と化した。 農作物被害甚大
昭和 39 年	冷 害	708,706	8 月 3 日から異常降雨（200mm）により前年に引き続いての大洪水により、離農対策を打ち出す。
昭和 40 年	冷 害		開花期の低温と長期の寡照。9 月には下旬結霜による被害。また、
昭和 41 年	冷 害	640,386	収穫期に日照なく決定的な冷害と化した。
昭和 41 年	水 害	31,519	5 月から 10 月までの低温災害
昭和 44 年	冷 害	525,253	8 月 20 日集中豪雨災害
昭和 45 年	水 害		5 月から 10 月までの低温災害
昭和 46 年	冷 害	1,102,349	4 月 22 日融雪災害（人身事故 1 名）
昭和 48 年	冷 害		7 月から 10 月までの低温災害 被害率 40.4%
昭和 50 年	水 害	2,578,287	8 月 22 日から 24 日にかけての台風 6 号による大雨並びに 9 月 4 日から 9 日にかけての相次いで通った低気圧と前線による大雨。
昭和 56 年	水 害	5,798,305	農作物の被害甚大。三日月排水機場水没 8 月 3 日から 6 日にかけての台風 12 号による、気象観測始まって以来の大雨（降雨量 422.9 mm）で農作物、家屋、農業用施設・機械は、昭和 50 年の被害をしのぐ大被害
昭和 57 年	地 震		3 月 21 日 浦河沖地震
昭和 59 年	融 雪		4 月 融雪による農業用施設、土木施設災害
昭和 60 年	水 害		9 月 1 日の大雨による。
昭和 61 年	暴風雪		1 月 14 日 猛吹雪で全村一時交通止め
昭和 62 年	暴 風		9 月 1 日 北村一円
平成 12 年	暴 風	1,322	4 月 10 日 北村一円 強風によるビニールハウス被害 17 戸 36 棟
平成 16 年	台 風	525,666	9 月 8 日台風 18 号による強風 死亡 1 名 村内全域で停電 暴風による家屋、農業施設の被害多数

3. 栗沢町

注）災害記録は、市町村合併（平成 18 年 3 月 27 日）以前の栗沢町地域防災計画から引用。

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
昭和50年 8月22日～24日	水 害	栗沢町一円	床上浸水 315 戸、床下浸水 732 戸 田冠水・浸水 980ha 畑冠水・浸水 267ha 農地冠水・浸水 4.14ha 土木施設 56 箇所 治山施設 174 箇所 林道施設 62 箇所

昭和56年 1月23日	地 震	由良	鉱業施設 2 箇所 農業用施設 29 箇所 水道施設 2 箇所 学校施設 4 箇所 橋梁流出 3 箇所 被害総額 1,728,811,000 円 ※台風 6 号 ※幌向川、清真布川 河川決壊 2 箇所 農業用施設 水路破損 1 箇所 " 橋梁破損 1 箇所 被害総額 50,000,000 円
昭和56年 8月 3日～ 6日	水 害	栗沢町一円	床上浸水 31 戸、床下浸水 441 戸 田冠水・浸水 1,461ha 畑冠水・浸水 935ha 農地土砂流入 10 箇所 土木施設破損 70 箇所 福祉施設破損 1 箇所 衛生施設破損 3 箇所 林野施設破損 50 箇所 農業用施設 水路等破損 15 箇所 工業製品破損 1 箇所 被害総額 3,173,333,000 円
昭和57年 3月21日	地 震	栗沢地区	※台風 12 号による大雨災害 農業用施設 水路等破損 9 件 衛生施設 水道給水管破損 2 件 商工業製品破損 13 件 被害総額 213,050,000 円
昭和59年 4月	融 雪	由良、最上 加茂川	※浦河沖地震 農業用施設 用排水路破損 6 箇所 土木施設 河川破損 4 箇所 被害総額 278,600,000 円
昭和60年 9月 1日	水 害	栗沢町一円	床上浸水 1 戸、床下浸水 5 戸 田冠水・浸水 109ha 畑冠水・浸水 196ha 農業用施設 農道等法崩れ 1 件 土木施設 道路破損 7 箇所 林業施設 林道破損 2 箇所 被害総額 148,204,000 円
昭和61年 1月14日	暴風雪	栗沢町一円	※台風 13 号 猛吹雪で交通一時通行止め 北斗・由良・栗丘で交通事故発生 由良で死者 1 名
昭和62年 9月 1日	暴風雨	栗沢町一円	住宅一部破損 38 戸 非住家一部破損 40 棟 田（稲倒伏）600ha

平成 3年 3月23日～ 5月14日 平成 4年 3月31日～ 4月 5日	融 雪 融 雪	栗沢町一円 栗沢町一円	畑（倒伏等） 156ha 営農施設破損 343 件 共同利用施設破損 2 件 衛生施設破損 2 件 商工業施設破損 7 件 文教施設破損 14 件 社会教育施設破損 2 件 社会福祉施設破損 2 件 被害総額 112,739,000 円
			農家被害 22,186,000 円 農家被害 17,795,000 円 農家被害 56,900,000 円
平成 5年 1月15日	地 震	栗沢町一円	農家被害 35,000,000 円 商工業被害 100,000 円
平成 5年 7月12日	地 震	栗沢町一円	衛生施設 435,000 円
平成16年9月 8日	暴 風	栗沢町一円	軽傷者 2 名 住宅一部破損 48 戸 非住居全壊 9 戸、半壊 47 戸 農業被害 田 31ha、畑 38.8ha 営農施設被害 ビニールハウス全半壊 832 棟、 納屋等 273 棟 林業被害（倒木） 679 本 街路樹倒木被害 196 本 被害総額 435,108,000 円 ※台風 18 号による暴風被害

資料 3（第 2 章第 4 節 1 関係）

【住民組織及び協力団体】

名 称	加入団体数等	連 絡 先
岩 見 沢 市 町 会 連 合 会	2 1 6 団体	岩見沢市 11 条西 3 丁目 1 番地 9 岩見沢広域総合福祉センター内
岩見沢市民生委員児童委員協議会	2 1 9 人	岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号 岩見沢市役所 健康福祉部 福祉課
岩 見 沢 市 赤 十 字 奉 仕 団	1 2 1 人	岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号 岩見沢市役所 健康福祉部 福祉課

資料 4（第 3 章第 2 節 2 (3) イ関係）

【岩見沢市地域防災無線設置機関】

機 関 名	住 所
岩 見 沢 市 役 所	岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号
岩見沢地区消防事務組合	岩見沢市 8 条東 10 丁目 2 番地 47
岩 見 沢 警 察 署	岩見沢市 10 条東 2 丁目
自 衛 隊 岩 見 沢 駐 屯 地	岩見沢市日の出 4 丁目
岩見沢市社会福祉協議会	岩見沢市 11 条西 3 丁目 1 番地 9 (岩見沢広域総合福祉センター内)

資料5（第3章第3節5関係）

【災害情報等報告取扱要領】

災害情報等報告取扱要領

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本要領の定めるところにより、市町村長は所轄の北海道（総合）振興局長（以下「振興局長」という。）に、振興局長は北海道知事（以下「知事」という。）に災害情報を報告するものとする。

1 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

2 報告の対象となる災害

災害情報等の報告の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 警戒レベル4相当以上の防災情報（土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報）、津波警報・注意報又は噴火警報（居住地域）が発表され、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令したもの。
- (2) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (3) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの。
- (4) 人的被害又は住家被害が発生したもの。
- (5) 孤立地域が発生したもの。
- (6) 市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの。
- (8) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (9) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても北海道（総合）振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (10) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるものなど、特に指示があった災害。

3 報告する災害情報及び方法

報告の対象となる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市町村長及び振興局長は次のとおり速やかに報告すること。

- (1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合

市町村長は、次に掲げる災害情報を速やかに北海道防災情報システム（以下「道防災情報システム」という。）に入力すること。

ア 災害対策本部等の設置状況（配備体制を含む。）

イ 避難情報発令状況

ウ 避難所開設状況

エ 避難者数（合計避難者数を含む）

オ 被害情報（人的被害、住家被害、非住家被害）

市町村長は、知事が特に指示をしない限り、次表の左欄に掲げる時点において把握している災害情報を当該右欄に掲げる時刻までに道防災情報システムに入力すること。

	報告を要する時点	入力期限
(ア)	8時00分	8時30分
(イ)	14時00分	14時30分
(ウ)	20時00分	20時30分
(エ)	(ア)から(ウ)までのほか知事が災害の程度等から判断し特に必要と認める時刻	知事が特に指示する時刻

- (2) 応急措置完了時

ア 市町村長は、災害に係る応急措置が完了した日から15日以内に所轄の振興局長あて別表1を電子メールにより提出すること。

イ 振興局長は、管内市町村分の別表1を取りまとめの上、別表2を作成し、知事あて提出す

ること。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

5 その他

- (1) 市町村長は、市町村役場が大きな被害を受けるなど道防災情報システムが利用できない場合には、振興局長に対し、道防災情報システムへの代行入力を依頼することができる。この場合において、原則、次の事項ごとに定める入力依頼書を電子メール又はFAXにより振興局長に提出し、その旨を架電するものとする。

ただし、これが困難な場合には、電話（口頭）で入力依頼書に記載する情報を伝えること。

ア 災害対策本部等の設置状況（別記様式1）

イ 避難情報発令状況（別記様式2）

ウ 避難所開設状況（別記様式3）

エ 避難者数（別記様式3）

オ 被害情報（別記様式4）

- (2) 振興局長は、(1)により市町村長から代行入力の依頼があった場合は、その受理日時や代行入力処理日時等を別記様式5により整理すること。

別表 1
被害状況報告

										月 日 時現在											
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因														
災害発生場所																					
発信	機関(市町村)名						受信	振興局名													
	職・氏名							職・氏名													
	発信日時			月 日 時 分				受信日時			月 日 時 分										
項 目				件数等		被害金額(千円)		項 目				件数等		被害金額(千円)							
① 人的被害		死 者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害		河 川	箇所											
		うち災害関連死者	人							道 工 事		海 岸	箇所								
		行方不明	人											砂防設備	箇所						
		重 傷	人													地すべり	箇所				
		軽 傷	人															急傾斜地	箇所		
計	人			道 路	箇所																
② 住家被害	全 壊	棟				市町村工事		橋 梁	箇所												
		世帯																			
		人												小 計	箇所						
	半 壊	棟						河 川							箇所						
		世帯			道 路				箇所												
		人							橋 梁	箇所											
	一部破損	棟						小 計		箇所											
		世帯			港 湾					箇所											
		人								漁 港	箇所										
	床上浸水	棟						下 水 道			箇所										
世帯				公 園	箇所																
人						崖くずれ			箇所												
床下浸水	棟							計	箇所												
	世帯			漁 船					沈没流出	隻											
	人					破 損			隻												
③ 非住家被害	全壊	公共建物					棟		⑥ 水産被害		計	隻									
		その他	棟				漁港施設	箇所													
	半壊	公共建物	棟			共同利用施設		箇所													
		その他	棟					その他施設		箇所											
	計	公共建物	棟			漁具(網)				件											
		その他	棟					水産製品		件											
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害				林 地	箇所											
			浸冠水	ha				治山施設		箇所											
		畑	流失・埋没等	ha							林 道	箇所									
			浸冠水	ha									林 産 物	箇所							
	農作物	田	ha			そ の 他			箇所												
		畑	ha					小 計	箇所												
		農業用施設	箇所								一 般 民 有 林			林 地	箇所						
			共同利用施設						箇所						治山施設	箇所					
				営農施設		箇所										林 道	箇所				
						畜産被害	箇所										林 産 物	箇所			
その他					箇所													そ の 他	箇所		
																					小 計
	計										計			箇所							

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		⑬ その他	計	箇所		
		し尿処理	箇所			鉄道不通	箇所	—	
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所			
計	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻					
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸	—		
	そ の 他	件		電 話	回線	—			
計	件		電 気	戸	—				
⑩ 公立学校施設被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸	—			
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所	—			
	高 校	箇所		都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所							
	計	箇所							
公共施設被害市町村数				団体					
り災世帯数				世帯					
り災者数				人					
消防職員出動延人数				人					
被 害 総 額									
火災				建物	件				
発生				危険物	件				
				その他	件				
消防団員出動延人数				人					
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

被害状況報告集計表

– 15 –

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病 院	箇所			⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
	個 人	箇所				法 人	箇所		
	清掃施設	箇所				計	箇所		
	一般廃棄物処理	箇所			⑬ その他	鉄道不通	箇所	—	
	し尿処理	箇所				鉄道施設	箇所		
火 葬 場	箇所			被害船舶(漁船等)		隻			
計	箇所			空 港		箇所			
⑨ 商工被害	商 業	件				水 道	戸	—	
	工 業	件				電 話	回線	—	
	そ の 他	件				電 気	戸	—	
	計	件				ガ ス	戸	—	
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所				ブロック塀等	箇所	—	
	中 学 校	箇所				都市施設	箇所		
	高 校	箇所							
	その他文教施設	箇所			被 害 総 額				
	計	箇所			火災	建 物	件		
公共施設被害市町村数				団体		発生	危 険 物	件	
り災世帯数				世帯			そ の 他	件	
り災者数				人		消防団員出動延人数			人
消防職員出動延人数				人					
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 3

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 なお、死者の計上場所については、下記のとおりとする。 (1) 被災地が確定又は推定できる場合 被災市町村で計上 (2) 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、下記（4）の場合を除く。） 死体発見場所で計上 (3) 被災地も死体発見場所も不明な場合 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上 (4) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認めれる市町村で計上
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。 なお、行方不明者の計上場所については、下記のとおりとする。 (1) 被災地が確定又は推定できる場合 被災地で計上 (2) 被災地が不明な場合 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場合。以下同じ。）で計上 (3) 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害発生場所と関係のない場所であった場合 勤務地、出張先若しくは旅行先等を勘案し、適当と認められる市町村
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 (1) 負傷者の取扱いについて 原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。 ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

被害区分		判 断 基 準
		。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③	非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物という。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④	農業被害	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 (2)
⑧	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。

被害区分		判 断 基 準
衛生被害		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(回線)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。
り災世帯数(世帯)		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者数(人)		り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火による場合のみ報告する。

資料6（第3章第3節5関係）

【火災・災害等即報要領】

火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正

平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号、令和7年4月消防応第44号、令和7年12月消防応第78号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業

務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事

故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と

密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等

の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 死者 5 人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が 5 人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべ

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

- (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

- (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

- (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故

対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

(オ) 覚知時の林野火災警報又は林野火災注意報の発令状況、対象区域内外

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

火災種別		1 建物		2 林野		3 車両		4 船舶		5 航空機		6 その他	
出火場所													
出火日時 (覚知日時)		月 日 時 分 (月 日 時 分)				(鎮圧日時)		(月 日 時 分)		鎮火日時 (月 日 時 分)			
火元の業態・用途						事業所名 (代表者氏名)							
出火箇所						出火原因							
死傷者		死者(性別・年齢) 人				死者の生じた理由							
		負傷者 重症 人											
		中等症 人											
		軽症 人											
建物の概要		構造 階層				建築面積 延べ面積		㎡ ㎡					
焼損程度		全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟				計 棟		焼損面積		建物焼損床面積 ㎡ 建物焼損表面積 ㎡ 林野焼損面積 ha			
り災世帯数		世帯				気象状況							
消防活動状況		消防本部(署)				台		人					
		消防団				台		人					
		その他(消防防災ヘリコプター等)				台・機		人					
救急・救助活動状況													
災害対策本部等の設置状況													
その他参考事項													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名			特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		発見日時	月 日 時 分	
			鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法			気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()			物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要			危険物施設の 区 分		
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人) 重 症 人(人) 中 等 症 人(人) 軽 症 人(人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材
			自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
			消防本部(署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			消防防災ヘリコプター	機 人	
			海上保安庁	人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人		
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷者		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 														

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、発知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式（その2）別紙を用いて報告をすること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)

都道府県	災害名 ・ 報告番号	報 告 者 名 (月日時現在)	区	分	被害	被災者数	被害状況	備考
北海道	死傷者・ 行方不明者・ 負傷者	うち災害関連死者 行方不明者 重傷者 軽傷者	人の被害	死亡	人			
				うち災害関連死者	人			
				行方不明者	人			
				重傷者	人			
				軽傷者	人			
				全壊	棟			
				半壊	棟			
				一部破損	棟			
				床上浸水	棟			
				床下浸水	棟			
被災者	公共建築物 その他	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
被災者	被災者	被災者	被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				
			被災者	人				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

(市町村ごとの人的被害・住家被害)

(市町村ごとの人的被害・住家被害)

※市町村名は、総務省が定める全国地方公共団体コード順に記載すること。

資料 7-1 (第 4 章第 2 節 1 関係)

【本市の区域内の河川】

NO.	種 別	河 川 名	河川延長(km)			
			1 級河川	準用河川	普通河川	総延長
1	一 級	石 狩 川				268.00
2	一 級	夕 張 川	5.00	—	—	112.90
3	一 級・普通	幌 向 川	47.20	—	0.10	47.30
4	一級・準用・普通	清 真 布 川	10.10	0.45	1.45	12.00
5	普 通	桃 川	—	—	5.40	5.40
6	普 通	沼 川	—	—	2.20	2.20
7	普 通	南 7 線 川	—	—	4.40	4.40
8	一級・準用・普通	加 茂 川	6.30	1.51	0.49	8.30
9	普 通	7 号 川	—	—	1.80	1.80
10	普 通	最 上 南 の 沢 川	—	—	1.20	1.20
11	普 通	最 上 第 二 南 の 沢 川	—	—	0.30	0.30
12	一 級・普通	佐 々 木 の 沢 川	0.90	—	0.90	1.80
13	普 通	浦 田 の 沢 川	—	—	0.50	0.50
14	普 通	五 の 沢 川	—	—	不明	
15	一 級・普通	最 上 川	6.00	—	1.70	7.70
16	普 通	一 の 沢 川 (最 上 川)	—	—	不明	
17	普 通	二 の 沢 川 (最 上 川)	—	—	不明	
18	普 通	三 の 沢 川 (最 上 川)	—	—	不明	
19	一 級・普通	鈴 木 の 沢 川	1.20	—	1.60	2.80
20	普 通	草 野 川	—	—	1.10	1.10
21	普 通	田 中 の 沢 川	—	—	0.40	0.40
22	普 通	一 の 沢 川 (鈴 木 の 沢 川)	—	—	不明	
23	普 通	二 の 沢 川 (鈴 木 の 沢 川)	—	—	不明	
24	普 通	三 の 沢 川 (鈴 木 の 沢 川)	—	—	不明	
25	一 級・普通	由 良 川	3.20	—	1.60	4.80
26	普 通	左 の 沢 川	—	—	不明	
27	普 通	由 良 二 の 沢 川	—	—	1.60	1.60
28	普 通	由 良 一 の 沢 川	—	—	1.10	1.10
29	普 通	佐 川 の 沢 川	—	—	不明	
30	普 通	佐 川 の 右 沢 川	—	—	不明	
31	普 通	小 道 の 沢 川	—	—	不明	
32	普 通	小 道 の 右 沢 川	—	—	不明	
33	一 級・普通	旧 幌 向 川	1.00	—	7.00	8.00
34	一 級	ダ ル ミ 川	3.00	—	—	3.00
35	準 用	中 幌 向 川	—	3.10	—	3.10
36	一 級・普通	利 根 別 川	14.00	—	2.30	16.30
37	一 級	旧 幾 春 別 川	3.00	—	—	3.00
38	普 通	稲 穂 川	—	—	1.10	1.10
39	一 級・普通	南 利 根 別 川	3.50	—	1.00	4.50
40	一 級・普通	東 利 根 別 川	4.80	—	0.90	5.70
41	一 級・普通	東 川	0.50	—	0.20	0.70
42	一 級・普通	ボ ン ト ネ 川	4.10	—	0.90	5.00
43	普 通	ペ ン ケ ト ネ ベ ツ 川	—	—	1.00	1.00
44	普 通	日 の 出 川	—	—	不明	
45	普 通	墓 地 の 沢 川	—	—	不明	
46	普 通	川 嶋 の 沢 川	—	—	不明	
47	普 通	山 岡 の 沢 川	—	—	不明	
48	普 通	栄 川	—	—	不明	
49	一 級・普通	高 木 川	3.70	—	0.50	4.20
50	普 通	前 場 川	—	—	不明	
51	一 級・普通	志 文 川	3.50	—	1.00	4.50
52	普 通	旧 万 字 川	—	—	0.90	0.90
53	普 通	大 沢 川	—	—	3.40	3.40
54	一 級・普通	茂 世 丑 川	6.00	—	0.90	6.90
55	一 級・普通	千 代 谷 川	4.00	—	1.10	5.10
56	普 通	蛇 の 沢 川	—	—	不明	
57	一 級・普通	板 東 川	2.00	—	1.50	3.50
58	一 級・普通	上 幌 川	0.30	—	1.90	2.20
59	普 通	小 沢 川	—	—	不明	
60	普 通	山 下 川	—	—	不明	
61	普 通	石 田 川	—	—	不明	
62	一 級・普通	二 の 沢 川	4.00	—	2.10	6.10
63	普 通	目 黒 の 沢 川	—	—	不明	
64	一 級・普通	上 幌 一 の 沢 川	1.30	—	1.40	2.70
65	普 通	越 中 川	—	—	不明	
66	普 通	道 見 の 沢 川	—	—	不明	
67	普 通	報 徳 川	—	—	不明	
68	普 通	茂 世 丑 中 央 川	—	—	0.80	0.80
69	準 用	茂 世 丑 保 真 川	—	1.04	—	1.04
70	普 通	茂 世 丑 三 の 沢 川	—	—	3.50	3.50

NO.	種 別	河 川 名	河川延長(km)			
			1 級河川	準用河川	普通河川	総延長
71	普 通	茂 世 丑 第 二 、 三 の 沢 川	—	—	不明	
72	普 通	小 山 の 沢 川	—	—	不明	
73	普 通	八 幡 川	—	—	1.00	1.00
74	普 通	八 幡 一 の 沢 川	—	—	0.10	0.10
75	普 通	八 幡 二 の 沢 川	—	—	0.10	0.10
76	普 通	八 幡 三 の 沢 川	—	—	0.20	0.20
77	普 通	ワ サ ビ の 沢 川	—	—	不明	
78	普 通	近 藤 川	—	—	不明	
79	準 用 ・ 普 通	苗 萩 原 の 沢 川	—	2.10	0.40	2.50
80	普 通	宮 村 大 沢 川	—	—	不明	
81	普 通	沢 田 の 沢 川	—	—	1.80	1.80
82	普 通	中 西 の 沢 川	—	—	不明	
83	普 通	宮 村 中 の 沢 川	—	—	1.30	1.30
84	普 通	9 号 の 沢 川	—	—	不明	
85	普 通	8 号 9 号 の 沢 川	—	—	不明	
86	普 通	湯 の 沢 川	—	—	5.50	5.50
87	普 通	不 動 川	—	—	0.50	0.50
88	普 通	宮 村 東 泉 川	—	—	0.90	0.90
89	普 通	朝 日 川	—	—	2.50	2.50
90	普 通	第 2 朝 日 川	—	—	不明	
91	普 通	山 葵 の 沢 川	—	—	不明	
92	普 通	庄 野 の 沢 川	—	—	不明	
93	一 級 ・ 普 通	美 流 渡 一 の 沢 川	1.00	—	5.20	6.20
94	普 通	美 流 渡 二 の 沢 川	—	—	3.20	3.20
95	普 通	高 尾 の 沢 川	—	—	不明	
96	普 通	石 油 の 沢 川	—	—	5.50	5.50
97	普 通	ト ド ノ 沢 川	—	—	3.20	3.20
98	普 通	奈 良 川	—	—	3.50	3.50
99	一 級 ・ 普 通	マ ッ プ 川	5.50	—	1.90	7.40
100	一 級 ・ 普 通	毛 陽 川	3.00	—	2.40	5.40
101	普 通	千 葉 の 沢 川 (マ ッ プ 川)	—	—	不明	
102	普 通	マ ル タ の 沢 川 (幌 向 川)	—	—	不明	
103	一 級 ・ 普 通	シ コ ロ 沢 川	1.40	—	6.80	8.20
104	普 通	群 馬 川	—	—	不明	
105	普 通	学 校 の 沢 川	—	—	不明	
106	普 通	三 の 沢 川	—	—	4.20	4.20
107	普 通	四 の 沢 川	—	—	2.80	2.80
108	普 通	盤 の 沢 川	—	—	不明	
109	一 級 ・ 普 通	界 川	1.00	—	6.00	7.00
110	普 通	旧 万 字 川 (界 川)	—	—	0.90	0.90
111	普 通	水 道 前 の 沢 川	—	—	0.40	0.40
112	普 通	ポ ン ネ ベ ツ 川	—	—	4.70	4.70
113	一 級 ・ 普 通	ポ ン ボ ロ ム イ 川	2.50	—	2.00	4.50
114	普 通	旧 石 狩 川	—	—	不明	
115	普 通	お 茶 の 水 幹 線 川	—	—	7.60	7.60
116	一 級	幾 春 別 川	不明	—	—	
117	普 通	稔 川	—	—	不明	
118	準 用 ・ 普 通	一 号 川	—	0.75	1.55	2.30
119	一 級	市 来 知 川	不明	—	—	
120	一 級 ・ 普 通	志 文 三 の 沢 川	4.60	—	1.60	6.20
121	一 級 ・ 普 通	野 々 沢 川	1.40	—	4.20	5.60
122	普 通	高 橋 の 川	—	—	不明	
123	普 通	一 の 沢 川 (市 来 知 川)	—	—	不明	
124	一 級	旧 美 唄 川	不明	—	—	
125	普 通	石 狩 古 川	—	—	不明	
126	普 通	片 倉 川	—	—	6.50	6.50
127	普 通	新 赤 川	—	—	10.20	10.20
128	普 通	中 ノ 沼 川	—	—	不明	
129	準 用	下 美 唄 川	—	0.58	—	0.58
130	普 通	赤 川	—	—	不明	
131	普 通	三 ケ 月 幹 線 川	—	—	5.00	5.00
132	一 級 ・ 普 通	大 願 川	5.80	—	2.70	8.50
133	一 級 ・ 準 用	第 一 幹 川	4.00	3.00	—	7.00
134	一 級	第 二 号 川	不明	—	—	
135	一 級	川 内 川	不明	—	—	
136	一 級	第 二 幹 川	不明	—	—	
137	準 用 ・ 普 通	栗 丘 川	—	2.98	2.02	5.00
138	普 通	段 坂 の 沢 川	—	—	不明	
139	普 通	一 の 沢 川 (栗 丘 川)	—	—	不明	
140	普 通	二 の 沢 川 (栗 丘 川)	—	—	不明	
141	普 通					

資料 7-2 (第4章第2節1関係、第6章第3節1関係)

【重要水防区域】

年度	令和7年度
河川管理者	岩見沢河川事務所 江別河川事務所
水防管理者	岩見沢市

重要度 A：水防上最も重要な区間 B：水防上重要な区間 要注意：要注意区間

No.	管理 No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長 (km)	河川 事務所
1	越-1	石狩川	左岸	越水・溢水		B	豊幌上流	36.5～39.5	3	江別
2	越-2	石狩川	左岸	越水・溢水	○	B	幌達布砂浜	39.5～40.5	1	岩見沢
3	越-3	石狩川	左岸	越水・溢水		B	北村	46～49.0	3	岩見沢
4	越-4	石狩川	左岸	越水・溢水		B	北村	52.5～54.5	2.0	岩見沢
5	越-5	石狩川	左岸	越水・溢水		B	北村	55.5～58	2.5	岩見沢
6	工-1	石狩川	-	工作物		B	たつぷ大橋	44.53		岩見沢
7	破-1	石狩川	左岸	破堤跡		要注意	北村下流	45.5～46	0.5	岩見沢
8	旧-1	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	豊幌上流	36.5～37	0.5	江別
9	旧-2	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	北村	46.5～47	0.5	岩見沢
10	旧-3	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	北村	47.5～50	2.5	岩見沢
11	旧-4	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	北村	52～54.5	2.5	岩見沢
12	旧-5	石狩川	左岸	旧川跡	○	要注意	北村	55～55.5	0.5	岩見沢
13	重-1	石狩川	左岸	重点区間	○		幌達布砂浜築堤	39.75～40.25	0.67	岩見沢
14	重-2	石狩川	左岸	重点区間	○		北村築堤	54.75～55.25	0.47	岩見沢
15	重-3	石狩川	右岸	重点区間	○		上新篠津築堤	50.25～50.3	0.05	岩見沢
16	重-4	石狩川	右岸	重点区間	○		大曲右岸築堤	57.75～58	0.28	岩見沢
17	越-1	須部都川	左岸	越水・溢水		B	大曲右岸築堤	-0.95～0.2	1.36	岩見沢
18	越-1	第二幹川	左岸	越水・溢水		B	第二幹川左岸築堤	0.06～0.4	0.33	岩見沢
19	越-2	第二幹川	左岸	越水・溢水		B	第二幹川左岸築堤	0.8～1.2	0.41	岩見沢
20	越-3	第二幹川	左岸	越水・溢水		B	第二幹川左岸築堤	1.4～1.6	0.21	岩見沢
21	越-4	第二幹川	左岸	越水・溢水		B	第二幹川上流左岸築堤	1.6～1.66	0.06	岩見沢
22	越-5	第二幹川	右岸	越水・溢水		B	第二幹川右岸築堤	0.1～0.8	0.7	岩見沢
23	越-6	第二幹川	右岸	越水・溢水		B	第二幹川右岸築堤	1.4～1.64	0.21	岩見沢
24	堤-1	第二幹川	右岸	堤体漏水		B	第二幹川右岸築堤	0.2～0.4	0.21	岩見沢
25	衝-1	第二幹川	左岸	水衝・洗掘		B	第二幹川左岸築堤	0.62～0.86	0.25	岩見沢
26	衝-2	第二幹川	右岸	水衝・洗掘		B	第二幹川右岸築堤	0.62～0.86	0.24	岩見沢
27	越-1	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	美唄達布築堤	-1.15～-0.8	0.5	岩見沢
28	越-2	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	美唄達布築堤	-0.6～4.06	3.68	岩見沢
29	越-3	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	4.06～5.8	1.72	岩見沢
30	越-4	旧美唄川	左岸	越水・溢水		A	旧美唄川築堤	5.8～6	0.18	岩見沢
31	越-5	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	6～6.4	0.36	岩見沢
32	越-6	旧美唄川	左岸	越水・溢水		A	旧美唄川築堤	6.4～6.6	0.18	岩見沢
33	越-7	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	6.6～7.6	0.9	岩見沢
34	越-8	旧美唄川	左岸	越水・溢水		A	旧美唄川築堤	7.6～7.8	0.2	岩見沢
35	越-9	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	7.8～8.2	0.27	岩見沢
36	越-10	旧美唄川	左岸	越水・溢水		A	旧美唄川築堤	8.2～8.4	0.23	岩見沢
37	越-11	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	8.4～9.2	0.91	岩見沢
38	越-12	旧美唄川	左岸	越水・溢水		A	旧美唄川築堤	9.2～9.4	0.38	岩見沢
39	越-13	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	9.4～10.47	0.87	岩見沢
40	越-14	旧美唄川	左岸	越水・溢水	○	B	旧美唄川築堤	10.56～10.8	0.24	岩見沢
41	越-15	旧美唄川	左岸	越水・溢水	○	A	旧美唄川築堤	10.8～11	0.19	岩見沢
42	越-16	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	11～11.4	0.41	岩見沢
43	越-17	旧美唄川	左岸	越水・溢水		A	旧美唄川築堤	11.4～11.6	0.21	岩見沢
44	越-18	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	11.6～11.63	0.03	岩見沢
45	越-19	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	11.76～12.51	0.87	岩見沢
46	越-20	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	12.57～12.8	0.23	岩見沢
47	越-21	旧美唄川	左岸	越水・溢水		A	旧美唄川築堤	12.8～13	0.2	岩見沢
48	越-22	旧美唄川	左岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	13～14.2	1.19	岩見沢
49	越-23	旧美唄川	左岸	越水・溢水		A	旧美唄川築堤	14.2～14.4	0.18	岩見沢
50	越-24	旧美唄川	右岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	1.9～3.6	1.63	岩見沢
51	越-25	旧美唄川	右岸	越水・溢水		A	旧美唄川築堤	3.6～3.8	0.19	岩見沢
52	越-26	旧美唄川	右岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	3.8～12.4	8.34	岩見沢
53	越-27	旧美唄川	右岸	越水・溢水	○	A	旧美唄川築堤	12.4～12.6	0.24	岩見沢
54	越-28	旧美唄川	右岸	越水・溢水	○	B	旧美唄川築堤	12.6～12.8	0.2	岩見沢
55	越-29	旧美唄川	右岸	越水・溢水		A	旧美唄川築堤	12.8～13	0.19	岩見沢
56	越-30	旧美唄川	右岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	13～13.4	0.39	岩見沢

No.	管理 No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長 (km)	河川 事務所
57	越-31	旧美唄川	右岸	越水・溢水		A	旧美唄川築堤	13.4~13.6	0.2	岩見沢
58	越-32	旧美唄川	右岸	越水・溢水		B	旧美唄川築堤	13.8~14.4	0.59	岩見沢
59	衝-1	旧美唄川	左岸	水衝・洗掘		B	旧美唄川築堤	7.72~7.82	0.1	岩見沢
60	衝-2	旧美唄川	左岸	水衝・洗掘		B	旧美唄川築堤	10.92~11	0.08	岩見沢
61	衝-3	旧美唄川	左岸	水衝・洗掘		B	旧美唄川築堤	12.05~12.38	0.41	岩見沢
62	衝-4	旧美唄川	右岸	水衝・洗掘		B	旧美唄川築堤	4.7~4.82	0.12	岩見沢
63	工-1	旧美唄川	-	工作物		B	開基橋	4.13		岩見沢
64	工-2	旧美唄川	-	工作物		B	北栄橋	6.49		岩見沢
65	工-3	旧美唄川	-	工作物	○	B	美3号橋	10.82		岩見沢
66	工-4	旧美唄川	-	工作物		B	東橋	11.91		岩見沢
67	旧-1	旧美唄川	左岸	旧川跡		要注意	美唄達布築堤	1.5~2.1	0.45	岩見沢
68	旧-2	旧美唄川	左岸	旧川跡		要注意	美唄達布築堤	3~4	0.93	岩見沢
69	旧-3	旧美唄川	左岸	旧川跡		要注意	旧美唄川築堤	4.3~4.45	0.15	岩見沢
70	旧-4	旧美唄川	左岸	旧川跡		要注意	旧美唄川築堤	5~5.15	0.15	岩見沢
71	旧-5	旧美唄川	左岸	旧川跡		要注意	旧美唄川築堤	5.3~5.4	0.1	岩見沢
72	旧-6	旧美唄川	左岸	旧川跡		要注意	旧美唄川築堤	6.8~7	0.18	岩見沢
73	旧-7	旧美唄川	左岸	旧川跡		要注意	旧美唄川築堤	9.4~9.6	0.16	岩見沢
74	旧-8	旧美唄川	左岸	旧川跡	○	要注意	旧美唄川築堤	10.6~11.3	0.69	岩見沢
75	旧-9	旧美唄川	左岸	旧川跡		要注意	旧美唄川築堤	13.6~13.8	0.22	岩見沢
76	旧-10	旧美唄川	右岸	旧川跡		要注意	旧美唄川築堤	7~7.2	0.19	岩見沢
77	旧-11	旧美唄川	右岸	旧川跡		要注意	旧美唄川築堤	11.6~12	0.4	岩見沢
78	重-1	旧美唄川	左岸	重点区間	○		旧美唄川築堤	10.8~10.9	0.1	岩見沢
79	重-2	旧美唄川	右岸	重点区間	○		旧美唄川築堤	12.5~12.6	0.12	岩見沢
80	越-1	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	幌達布砂浜	-2.8~0	2.8	岩見沢
81	越-2	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	幌達布砂浜	1.4~2.16	0.76	岩見沢
82	越-3	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	幾春別川左岸	2.4~3.4	1	岩見沢
83	越-4	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	幾春別川左岸	3.4~4.2	0.8	岩見沢
84	越-5	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	幾春別川鯉沼	4.2~4.4	0.2	岩見沢
85	越-6	幾春別川	左岸	越水・溢水		A	幾春別川鯉沼	4.4~4.6	0.2	岩見沢
86	越-7	幾春別川	左岸	越水・溢水	○	B	幾春別川鯉沼	4.6~4.8	0.2	岩見沢
87	越-8	幾春別川	左岸	越水・溢水	○	A	幾春別川鯉沼	4.8~4.86	0.06	岩見沢
88	越-9	幾春別川	左岸	越水・溢水		A	幾春別川鯉沼	5~6.4	1.4	岩見沢
89	越-10	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	幾春別川鯉沼	6.4~6.54	0.14	岩見沢
90	越-11	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	幾春別川鯉沼	6.6~7	0.4	岩見沢
91	越-12	幾春別川	左岸	越水・溢水	○	A	幾春別川鯉沼	7~7.69	0.69	岩見沢
92	越-13	幾春別川	左岸	越水・溢水		A	-	7.8~8.2	0.4	岩見沢
93	越-14	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	-	8.2~8.4	0.2	岩見沢
94	越-15	幾春別川	左岸	越水・溢水		A	-	8.4~8.78	0.38	岩見沢
95	越-16	幾春別川	左岸	越水・溢水		A	-	9.2~9.46	0.26	岩見沢
96	越-17	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	-	9.6~9.93	0.33	岩見沢
97	越-18	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	-	11.6~12	0.4	岩見沢
98	越-19	幾春別川	左岸	越水・溢水		A	-	12~12.4	0.4	岩見沢
99	越-20	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	-	12.6~13.4	0.8	岩見沢
100	越-21	幾春別川	左岸	越水・溢水		A	-	13.4~13.72	0.32	岩見沢
101	越-22	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	-	13.8~14.5	0.69	岩見沢
102	越-23	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	-	14.6~15.2	0.6	岩見沢
103	越-24	幾春別川	左岸	越水・溢水		A	-	15.2~15.4	0.2	岩見沢
104	越-25	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	-	15.4~15.51	0.11	岩見沢
105	越-26	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	-	15.6~15.71	0.11	岩見沢
106	越-27	幾春別川	左岸	越水・溢水		A	-	16~16.4	0.4	岩見沢
107	越-28	幾春別川	左岸	越水・溢水		B	-	16.4~16.44	0.04	岩見沢
108	越-29	幾春別川	左岸	越水・溢水	○	B	-	16.6~17.71	1.11	岩見沢
109	越-30	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	幾春別川右岸	2~2.16	0.16	岩見沢
110	越-31	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	幾春別川右岸	2.4~4.2	1.8	岩見沢
111	越-32	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	幾春別川青木	4.2~4.4	0.2	岩見沢
112	越-33	幾春別川	右岸	越水・溢水		A	幾春別川青木	4.4~4.6	0.2	岩見沢
113	越-34	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	幾春別川青木	4.6~4.8	0.2	岩見沢
114	越-35	幾春別川	右岸	越水・溢水		A	幾春別川青木	4.8~4.86	0.06	岩見沢
115	越-36	幾春別川	右岸	越水・溢水	○	A	幾春別川青木	5~6.2	1.2	岩見沢
116	越-37	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	幾春別川青木	6.2~6.54	0.34	岩見沢
117	越-38	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	幾春別川青木	6.6~7.2	0.6	岩見沢
118	越-39	幾春別川	右岸	越水・溢水	○	A	-	7.2~7.69	0.49	岩見沢
119	越-40	幾春別川	右岸	越水・溢水		A	-	7.8~8.78	0.98	岩見沢
120	越-41	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	-	9.2~9.4	0.2	岩見沢
121	越-42	幾春別川	右岸	越水・溢水		A	-	9.4~9.46	0.06	岩見沢
122	越-43	幾春別川	右岸	越水・溢水		A	-	9.6~9.8	0.2	岩見沢
123	越-44	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	-	9.8~9.93	0.13	岩見沢
124	越-45	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	-	10~10.18	0.18	岩見沢

No.	管理 No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長 (km)	河川 事務所
125	越-46	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	-	10.2～10.4	0.2	岩見沢
126	越-47	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	-	10.6～11.18	0.58	岩見沢
126	越-48	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	-	11.2～11.4	0.2	岩見沢
122	越-49	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	-	11.6～12.4	0.8	岩見沢
123	越-50	幾春別川	右岸	越水・溢水		A	-	12.6～12.8	0.2	岩見沢
124	越-51	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	-	12.8～13.2	0.4	岩見沢
125	越-52	幾春別川	右岸	越水・溢水		A	-	13.2～13.4	0.2	岩見沢
126	越-53	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	-	13.4～13.72	0.32	岩見沢
127	越-54	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	-	13.8～14.4	0.6	岩見沢
128	越-55	幾春別川	右岸	越水・溢水		A	-	14.4～14.5	0.09	岩見沢
129	越-56	幾春別川	右岸	越水・溢水		A	-	14.8～15	0.2	岩見沢
130	越-57	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	-	15～15.51	0.51	岩見沢
131	越-58	幾春別川	右岸	越水・溢水		B	-	15.6～15.71	0.11	岩見沢
132	堤-1	幾春別川	左岸	堤体漏水		B	幾春別川左岸	2.6～4.2	1.6	岩見沢
133	堤-2	幾春別川	左岸	堤体漏水	○	B	幾春別川鯉沼	4.2～4.86	0.66	岩見沢
134	堤-3	幾春別川	左岸	堤体漏水		B	幾春別川鯉沼	5～6.55	1.55	岩見沢
135	堤-4	幾春別川	左岸	堤体漏水		B	幾春別川鯉沼	6.8～7.2	0.4	岩見沢
136	堤-5	幾春別川	右岸	堤体漏水		B	幾春別川青木	4.2～4.6	0.4	岩見沢
137	堤-6	幾春別川	右岸	堤体漏水		B	幾春別川青木	4.8～4.86	0.06	岩見沢
138	堤-7	幾春別川	右岸	堤体漏水	○	B	幾春別川青木	5～6.4	1.4	岩見沢
139	衝-1	幾春別川	左岸	水衝・洗掘		B	幾春別川左岸	2.2～3.2	1	岩見沢
140	衝-2	幾春別川	右岸	水衝・洗掘		B	幾春別川右岸	2.2～3.2	1	岩見沢
141	工-1	幾春別川	-	工作物		B	北幌橋	2.16		岩見沢
142	工-2	幾春別川	-	工作物	○	B	中の橋	4.86		岩見沢
143	工-3	幾春別川	-	工作物		A	新川橋	6.54		岩見沢
144	工-4	幾春別川	-	工作物	○	B	西大橋	7.69		岩見沢
145	工-5	幾春別川	-	工作物		A	通学橋	9.46		岩見沢
146	工-6	幾春別川	-	工作物		A	北盛橋	9.93		岩見沢
147	工-7	幾春別川	-	工作物		A	狩野橋	10.18		岩見沢
148	工-8	幾春別川	-	工作物		B	東10丁目橋	11.18		岩見沢
149	工-9	幾春別川	-	工作物		A	北幾春橋	13.72		岩見沢
150	工-10	幾春別川	-	工作物		A	上幾春別川橋梁	14.5		岩見沢
151	工-11	幾春別川	-	工作物		A	新岡山橋(下流側)	15.51		岩見沢
152	工-12	幾春別川	-	工作物		A	川向水管橋	16.44		岩見沢
153	破-1	幾春別川	右岸	破堤跡		要注意	幾春別川右岸築堤	2		岩見沢
154	旧-1	幾春別川	左岸	旧川跡		要注意	幌達布砂浜	-2.8～-1.2	1.6	岩見沢
155	旧-2	幾春別川	左岸	旧川跡		要注意	幾春別川鯉沼	6.6～7	0.4	岩見沢
156	旧-3	幾春別川	右岸	旧川跡		要注意	幾春別川青木	6.6～7.2	0.6	岩見沢
157	重-1	幾春別川	左岸	重点区間	○		幾春別川鯉沼築堤	4.7～4.9	0.2	岩見沢
158	重-2	幾春別川	左岸	重点区間	○			7.5～7.7	0.2	岩見沢
159	重-3	幾春別川	右岸	重点区間	○		幾春別川青木築堤	4.9～5.1	0.19	岩見沢
160	重-4	幾春別川	右岸	重点区間	○			7.3～7.5	0.2	岩見沢
161	旧-1	夕張川	右岸	旧川跡		要注意	右岸栗沢	13～14.25	1.25	江別
162	重-1	夕張川	右岸	重点区間	○		右岸栗沢築堤	10.5～10.63	0.13	江別
163	越-1	幌向川	左岸	越水・溢水	○	B	幌向川上流築堤	4.08～4.4	0.31	江別
164	越-2	幌向川	左岸	越水・溢水		B	幌向川上流築堤	4.6～7.2	2.5	江別
165	越-3	幌向川	左岸	越水・溢水		A	幌向川上流築堤	7.2～7.47	0.25	江別
166	越-4	幌向川	右岸	越水・溢水	○	B	幌向川上流築堤	4.07～6.8	2.63	江別
167	越-5	幌向川	右岸	越水・溢水		A	幌向川上流築堤	6.8～7.47	0.65	江別
168	堤-1	幌向川	左岸	堤体漏水	○	B	幌向川上流築堤	4.08～4.2	0.12	江別
169	工-1	幌向川	-	工作物	○	B	東1号橋	4.42		江別
170	工-2	幌向川	-	工作物		A	北斗橋	5.92		江別
171	旧-1	幌向川	左岸	旧川跡		要注意	幌向川上流築堤	4.6～4.75	0.15	江別
172	旧-2	幌向川	左岸	旧川跡		要注意	幌向川上流築堤	4.9～5	0.1	江別
173	旧-3	幌向川	左岸	旧川跡		要注意	幌向川上流築堤	5.5～5.6	0.1	江別
174	旧-4	幌向川	左岸	旧川跡		要注意	幌向川上流築堤	5.75～5.8	0.05	江別
175	旧-5	幌向川	左岸	旧川跡		要注意	幌向川上流築堤	5.95～6	0.07	江別
176	旧-6	幌向川	左岸	旧川跡		要注意	幌向川上流築堤	6～6.2	0.2	江別
177	旧-7	幌向川	左岸	旧川跡		要注意	幌向川上流築堤	6.25～6.35	0.09	江別
178	旧-8	幌向川	右岸	旧川跡		要注意	幌向川上流築堤	4.6～4.75	0.15	江別
179	旧-9	幌向川	右岸	旧川跡		要注意	幌向川上流築堤	5.2～5.45	0.24	江別
180	旧-10	幌向川	右岸	旧川跡		要注意	幌向川上流築堤	7.25～7.5	0.25	江別
181	重-1	幌向川	左岸	重点区間	○		幌向川上流築堤	4.1～4.3	0.19	江別
182	重-2	幌向川	右岸	重点区間	○		幌向川上流築堤	4.3～4.5	0.2	江別

年度	平成30年度
河川管理者	札幌建設管理部 岩見沢出張所
水防管理者	岩見沢市

重要度A：水防上最も重要な区間B：水防上重要な区間要注意：要注意区間

No.	管理No.	河川名	左右岸	重要度	築堤防有・無	距離標	延長(km)	備考
1	137	幌向川	左岸	B	有	3.19～4.45	1.26	樋門
2	138	幌向川	左岸	B	有	5.50～6.89	1.39	樋門
3	139	幌向川	左岸	B	有	7.96～8.30	0.34	
4	140	幌向川	左岸	B	有	10.30～11.30	1.00	樋門
5	141	幌向川	右岸	B	有	5.40～6.89	1.49	樋門
6	142	幌向川	右岸	B	有	6.89～7.96	1.07	
7	143	幌向川	右岸	B	有	7.96～9.30	1.34	樋門
8	144	幌向川	右岸	B	有	10.70～11.30	0.60	樋門
9	145	幌向川	右岸	B	有	21.50～22.52	1.02	樋門
10	146	幌向川	右岸	B	無	22.90～23.50	0.60	
11	147	加茂川	左岸	B	有	2.00～2.75	0.75	樋門
12	148	最上川	左岸	B	有	1.39～2.05	0.66	
13	149	最上川	右岸	B	有	1.39～2.05	0.66	樋門
14	150	鈴木の沢川	右岸	B	有	0.27～0.71	0.44	
15	151	志文川	右岸	B	有	0.00～0.30	0.30	樋門
16	152	利根別川	左岸	B	有	4.00～5.33	1.33	樋門
17	153	利根別川	左岸	B	有	7.03～8.00	0.97	排水機場
18	154	利根別川	左岸	A	有	8.00～8.96	0.96	
19	155	利根別川	左岸	A	有	8.96～10.14	1.18	
20	156	利根別川	左岸	A	有	10.14～11.50	1.36	
21	157	利根別川	右岸	B	有	4.00～5.00	1.00	樋門
22	158	利根別川	右岸	B	有	7.03～8.00	0.97	樋門
23	159	利根別川	右岸	A	有	8.47～8.96	0.49	樋門
24	160	利根別川	右岸	A	有	8.96～10.14	1.18	樋門
25	161	利根別川	右岸	A	有	10.14～11.50	1.36	樋門
26	162	南利根別川	右岸	B	有	0.39～1.01	0.62	
27	163	東利根別川	左岸	B	有	0.18～0.70	0.52	
28	164	東利根別川	左岸	B	有	1.06～2.29	1.23	樋門
29	165	東利根別川	右岸	B	有	0.18～0.70	0.52	
30	166	東利根別川	右岸	B	有	1.06～2.29	1.23	樋門
31	167	茂世丑川	左岸	B	有	0.50～1.50	1.00	樋門
32	168	茂世丑川	左岸	B	有	3.20～4.07	0.87	樋門
33	169	茂世丑川	右岸	B	有	0.50～1.50	1.00	排水機場
34	170	茂世丑川	右岸	B	有	3.20～4.07	0.87	樋門
35	171	旧幌向川	左岸	B	有	0.50～1.90	1.40	樋門
36	172	旧幌向川	左岸	B	有	1.50～1.60	0.10	排水機場
37	173	旧幌向川	左岸	B	有	3.10～3.20	0.10	樋門
38	174	旧幌向川	右岸	B	有	0.00～0.10	0.10	樋門（旧石狩川）
39	175	旧幌向川	右岸	A	有	1.56～3.00	1.44	排水機場
40	176	旧幌向川	左岸	B	有	2.10～2.20	0.10	樋門（旧石狩川）
41	177	ダルミ川	左岸	B	有	0.20～0.57	0.37	樋門
42	178	市来知川	右岸	B	有	0.28～0.50	0.22	樋門
43	179	市来知川	右岸	B	有	0.97～1.30	0.33	
44	180	市来知川	右岸	B	無	3.45～3.90	0.45	樋門
45	186	大願川	左岸	B	有	3.94～4.61	0.67	樋門
46	187	大願川	左岸	B	有	4.61～5.10	0.49	樋門
47	188	大願川	右岸	B	有	3.90～4.61	0.71	排水機場

資料 8（第 4 章第 2 節 2 関係）

【土砂災害警戒区域等】

◎土砂災害警戒区域等

土石流 30 箇所

区 域 番 号	区 域 の 名 称
Ⅱ-04-0610	東山 2 の沢川
Ⅱ-04-0620	緑が丘沢川
Ⅱ-04-0630	志文 1 の沢川
Ⅰ-04-0640	志文 2 の沢川
Ⅰ-04-0650	スキー場横沢川
Ⅰ-04-0660	スキー場沢川
Ⅱ-04-0670	上志文 1 の沢川
Ⅱ-04-0680	上志文 2 の沢川
Ⅰ-04-0690	銀の沢
Ⅰ-04-0700	せきたん沢川
Ⅱ-04-0710	清水の沢川
Ⅰ-04-0720	奈良墓地の沢川
Ⅱ-04-0730	毛陽の沢川
Ⅲ-04-003	高柳の沢川
Ⅲ-04-004	採石場の沢川
Ⅲ-04-005	奈良川
Ⅱ-04-0740	病院沢川
Ⅱ-04-0750	万字睦町沢川
Ⅱ-04-0760	万字巴町沢川
Ⅱ-04-0770	緑町沢川
Ⅱ-04-0780	シコロ沢川 2 の沢
Ⅱ-04-0790	シコロ沢川 4 の沢
Ⅱ-04-0800	シコロ沢川 5 の沢
Ⅰ-04-0810	栄町沢川
Ⅰ-04-0820	吉野町沢川
Ⅰ-04-0830	妙真寺の沢川
Ⅰ-04-0840	美流渡一の沢川支流
Ⅰ-04-0850	湯の沢川左股
Ⅱ-04-0860	浦田の沢川
Ⅱ-04-0590	萱野 3 の沢川

がけ崩れ 29 箇所

区 域 番 号	区 域 の 名 称
Ⅰ-0-310-310	岩見沢上志文町 1
Ⅰ-0-599-3017	岩見沢志文町 1
Ⅱ-0-264-264	岩見沢上志文町 2
Ⅱ-0-571-2352	岩見沢志文町 2
Ⅲ-0-206-206	岩見沢東山町
Ⅲ-0-207-207	岩見沢上志文町 3
Ⅲ-0-208-208	岩見沢朝日町 1
Ⅲ-0-209-209	岩見沢朝日町 2
Ⅲ-0-210-210	岩見沢毛陽町 1
Ⅲ-0-211-211	岩見沢毛陽町 2
Ⅲ-0-212-212	岩見沢毛陽町 3
Ⅰ-0-305-305	栗沢美流渡栄町
Ⅰ-0-306-306	栗沢美流渡東栄町 1
Ⅰ-0-307-307	栗沢万字巴町 1
Ⅰ-0-308-308	栗沢万字太平
Ⅰ-0-309-309	栗沢万字仲町 1
Ⅱ-0-254-254	栗沢栗丘 1
Ⅱ-0-255-255	栗沢最上 1
Ⅱ-0-256-256	栗沢美流渡
Ⅱ-0-257-257	栗沢美流渡吉野町
Ⅱ-0-258-258	栗沢美流渡東栄町 2
Ⅱ-0-259-259	栗沢万字寿町
Ⅱ-0-260-260	栗沢万字英町
Ⅱ-0-261-261	栗沢万字巴町 2
Ⅱ-0-262-262	栗沢万字幸町
Ⅱ-0-263-263	栗沢万字仲町 2
Ⅲ-0-204-204	栗沢栗丘 2
Ⅲ-0-205-205	栗沢最上 2
Ⅲ-0-213-213	三笠萱野

地すべり 1 箇所

区 域 番 号	区 域 の 名 称
0-22-22	日の出

資料 9（第 4 章第 2 節 5 関係）

【農業用ダム施設】

管 理 者	ダ ム 名	河 川 名	ダ ム の 規 模		
			堤高（m）	堤長（m）	貯水量(m ³)
北海土地改良区	三の沢上志文第 1	志 文 三 の 沢 川	19.95	168.00	710,000
	宝 池	野 々 沢 川	17.06	158.80	1,014,000
	三の沢上志文第 2	志 文 三 の 沢 川	16.00	132.50	324,000
	千 代 谷	千 代 谷 川	17.85	165.00	620,000
	一 の 沢	一 の 沢 川	17.39	86.00	168,000
	二 の 沢	二 の 沢 川	18.40	125.10	304,000
	幌 向	マ ッ プ 川	44.35	430.00	8,340,000

【農業用ため池】

管 理 者	た め 池	た め 池 の 規 模		
		堤高（m）	堤長（m）	貯水量(m ³)
北 海 土 地 改 良 区	金 志	14.90	117.00	556,000
	一 の 沢	12.80	97.00	58,000
地 元 水 利 組 合	加 茂 川 五 ノ 沢	14.00	120.00	256,000

資料１０（第４章第２節６関係）

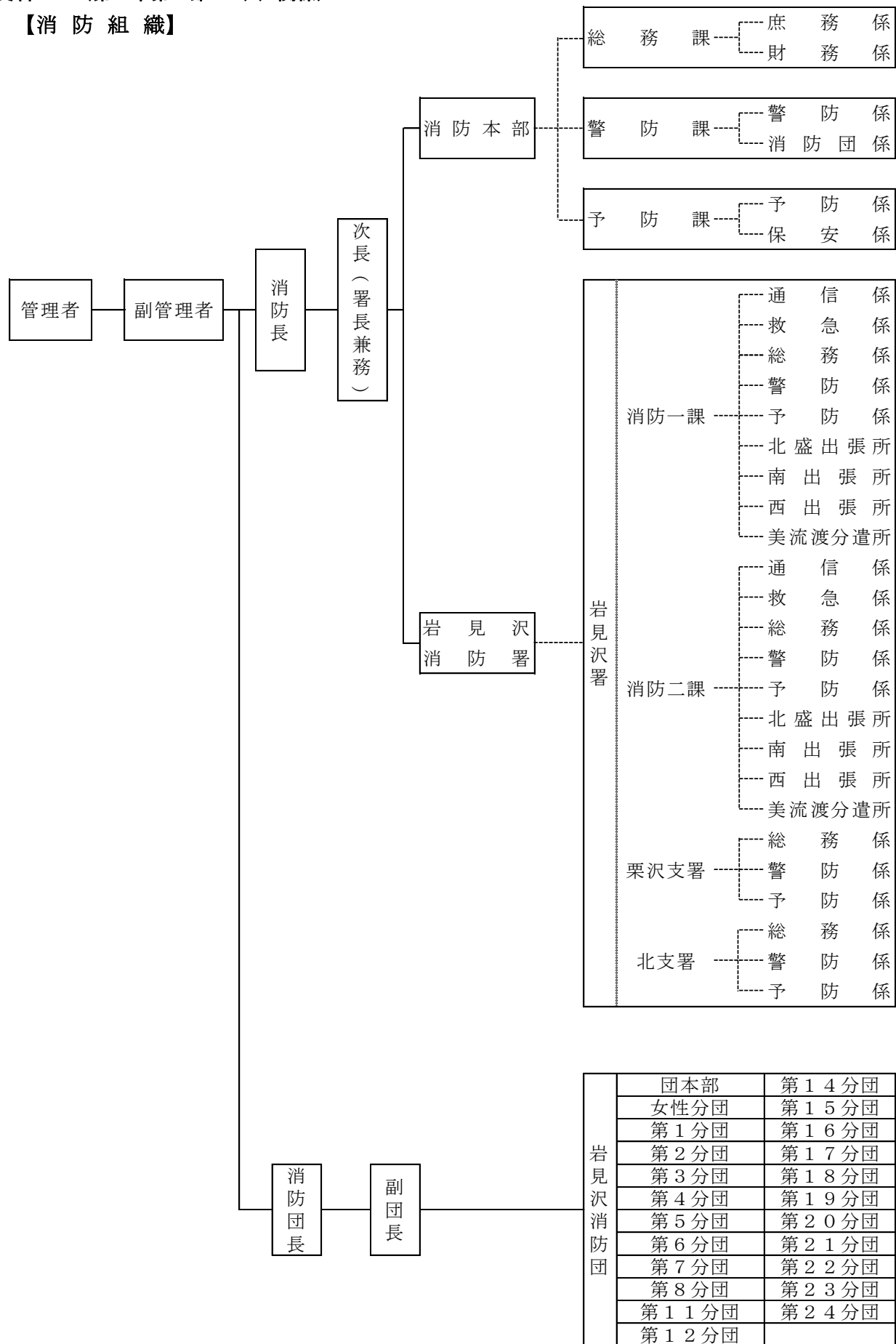
【要配慮者利用施設（浸水想定区域内）】

No.	施 設 名	所 在 地	種 別
1	介護老人保健施設 北翔館	10 条西 21 丁目 2	高齢介護施設
2	サービス付き高齢者向け住宅 グランドヴィラ 縁	2 条東 11 丁目 25 番地 1	高齢介護施設
3	まちなかデイサービス岩見沢	2 条西 3 丁目 3-2 三共ビル 1 階	高齢介護施設
4	介護付有料老人ホームオアシス 2 番館 サービス付き高齢者住宅オアシス 3 番館	2 条西 5 丁目 2-7	高齢介護施設
5	サービス付高齢者向け住宅 大護	3 条西 2 丁目 9 番地	高齢介護施設
6	デイサービスきたえるーむ 岩見沢中央	5 条西 11 丁目 1-12	高齢介護施設
7	介護付有料老人ホーム リブウェル岩見沢	5 条西 7 丁目 1-3	高齢介護施設
8	デイサービス らいぶりー野いちご村	5 条西 19 丁目 12-2	高齢介護施設
9	介護付き高齢者住宅 かえん	6 条西 13 丁目 38-1	高齢介護施設
10	グループホーム たんぽぽ岩見沢Ⅱ号館	6 条西 14 丁目 39-1	高齢介護施設
11	リハビリ型デイサービス リハート岩見沢	6 条西 10 丁目 3-5	高齢介護施設
12	デイサービスセンター 菜の花	6 条西 13 丁目 38-2	高齢介護施設
13	グループホーム たんぽぽ岩見沢館	6 条西 13 丁目 38-4	高齢介護施設
14	特別養護老人ホーム めくもりの郷	6 条西 19 丁目 8	高齢介護施設
15	住宅型有料老人ホームくらしさ 岩見沢 7 条	7 条西 18 丁目 21 番地	高齢介護施設
16	看護小規模多機能型居宅介護施設 まちの看護師さん	7 条西 3 丁目 22-1	高齢介護施設
17	グループホーム ひまわり	7 条西 5 丁目 5-8	高齢介護施設
18	グループホーム ほほえみ	8 条西 16 丁目 2-1	高齢介護施設
19	介護老人保健施設 ゆあみーる	8 条西 19 丁目 8-1	高齢介護施設
20	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ岩見沢西	9 条西 18 丁目 8-4	高齢介護施設
21	ふれあいの里 グループホーム上幌向	上幌向北 1 条 4 丁目 750-6	高齢介護施設
22	グループホーム ブラタナス	北 2 条西 11 丁目 5-3	高齢介護施設
23	デイサービスセンター 岩見沢	北 2 条西 12 丁目 1-12	高齢介護施設
24	軽費老人ホーム ケアハウス岩見沢	北 2 条西 12 丁目 4-1	高齢介護施設
25	デイサービスセンター ゆあみ茶屋北 5 条館	北 5 条西 8 丁目 2-12	高齢介護施設
26	北村温泉ナーシングホーム	北村赤川 586-63	高齢介護施設
27	岩見沢市北村生活支援ハウス	北村赤川 586 番地 64	高齢介護施設
28	サービス付き高齢者向け住宅 ステラ東山	東山 4 丁目 1-1	高齢介護施設
29	グループホーム ほろむい 2 号館	幌向北 2 条 1 丁目 611-109	高齢介護施設
30	デイサービス ほろむい	幌向北 2 条 1 丁目 611-127	高齢介護施設
31	グループホーム ほろむい	幌向北 2 条 1 丁目 611-127	高齢介護施設
32	デイサービスセンター北都	幌向南 1 条 1 丁目 172-1	高齢介護施設
33	北翔会 デイサービスセンター翔	幌向南 2 条 3 丁目 311	高齢介護施設
34	のぞみの里岩見沢 のぞみ幌向 1 号館・2 号館	幌向南 3 条 3 丁目 270-30	高齢介護施設
35	デイサービスセンター ゆあみ茶屋	南町 5 条 1 丁目 6-26	高齢介護施設
36	介護付有料老人ホーム サンヴィレッジ岩見沢元町	元町 3 条東 5 丁目 1-5	高齢介護施設
37	高齢者専用賃貸住宅 ほのぼのふぁーむ	元町 3 条東 5 丁目 2 番地 1	高齢介護施設
38	グループホームめくもり	栗沢町最上 293-1	高齢介護施設
39	グループホームまごころ	栗沢町最上 293-1	高齢介護施設
40	デイサービスセンター ほほえみプラザ	志文町 301	高齢介護施設
41	特別養護老人ホーム こぶし	志文町 301	高齢介護施設
42	介護付有料老人ホーム ふれあいの里いわみざわ華心	西川町 467-1	高齢介護施設
43	グループホーム岩見沢 はる	10 条西 22 丁目 1-3	障害者福祉施設
44	あかるいどう	10 条西 4 丁目 1-1	障害者福祉施設
45	子ども発達支援センター つみき園	11 条西 3 丁目 1-9 広域総合福祉センター内	障害者福祉施設
46	共同ワークショップ「にんじん」	12 条西 3 丁目 14-2	障害者福祉施設
47	みなこのキッズ	2 条西 3 丁目 2-1	障害者福祉施設
48	くりあ	3 条西 10 丁目 3	障害者福祉施設

No.	施 設 名	所 在 地	種 別
49	まるまる	3 条西 5 丁目 5-1	障害者福祉施設
50	光明舎 フレンズ咲	3 条東 9 丁目 13	障害者福祉施設
51	光明舎 フレンズショートステイ	3 条東 9 丁目 13	障害者福祉施設
52	光明舎 フレンズ 1	3 条東 9 丁目 4-36	障害者福祉施設
53	ジョブタス岩見沢 4 条事業所	4 条西 11 丁目 1-1	障害者福祉施設
54	夏色荘	4 条西 12 丁目 3-16	障害者福祉施設
55	TS スターエンタープライズ	4 条西 3 丁目 1 であえーる岩見沢 1 階	障害者福祉施設
56	きっちんどう	4 条西 12 丁目 3-6	障害者福祉施設
57	ラサンデ	4 条西 2 丁目 3 フレンズビル 2 階	障害者福祉施設
58	就労継続支援 B 型 エルム	4 条西 5 丁目 1-3 フレンズビルⅡ 1 階	障害者福祉施設
59	ひかり岩見沢 5 条	5 条西 10 丁目 1-30	障害者福祉施設
60	たのしいどう	5 条西 11 丁目 2-7	障害者福祉施設
61	いいべや	5 条西 11 丁目 2-7	障害者福祉施設
62	心彩	5 条西 4 丁目 5 番地 6 イマジンビル 1 階	障害者福祉施設
63	ミント	5 条東 2 丁目 2-29	障害者福祉施設
64	patisserie 空香 麦 LAB. (むぎラボ)	5 条東 8 丁目 1-91 ヤマシチ 5.8 スクエア 1 階	障害者福祉施設
65	岩見沢障がい者就労支援センターミナミナ (と・わーく)	5 条西 3 丁目 2 5 条ブラザビル 1F	障害者福祉施設
66	虹のかけはし荘	6 条西 10 丁目 3-4	障害者福祉施設
67	みないい荘	6 条西 13 丁目 16	障害者福祉施設
68	patisserie 空香 米 LAB. (こめラボ)	6 条西 1 丁目 4-3	障害者福祉施設
69	オリーブ岩見沢	7 条西 19 丁目 1 番地 25	障害者福祉施設
70	クランベリー	7 条西 1 丁目 12 番 4	障害者福祉施設
71	あおとり岩見沢	7 条西 3 丁目 24-2	障害者福祉施設
72	ふきのとう	7 条西 7 丁目 45-2	障害者福祉施設
73	児童通所支援センター ラブアリス岩見沢西	8 条西 17 丁目 25	障害者福祉施設
74	桜なごみ荘	8 条西 6 丁目 15-1	障害者福祉施設
75	もみじ色づき荘	8 条西 6 丁目 15-1	障害者福祉施設
76	こくわの里	上幌向町 1364-6	障害者福祉施設
77	児童デイサービス たよれーる	北 2 条西 11 丁目 5-2	障害者福祉施設
78	ジョブタス岩見沢緑が丘事業所	栗沢町上幌 2204-2	障害者福祉施設
79	クオリティ・オブ・ライフ奏支援教室	志文町 315-7	障害者福祉施設
80	イランカラブテ	志文町 319-10	障害者福祉施設
81	どりーむ	東山 3 丁目 183-21	障害者福祉施設
82	工房こぶし・いこい	東山 3 丁目 183-20	障害者福祉施設
83	グループホーム シャインマスカット	東山町 230-4	障害者福祉施設
84	生活介護事業所らいむ	東山町 234	障害者福祉施設
85	秋いろいろ荘	南町 2 条 2 丁目 3-10	障害者福祉施設
86	春が来た荘	南町 2 条 2 丁目 3-12	障害者福祉施設
87	ホープ	南町 8 条 2 丁目 3-17	障害者福祉施設
88	もとまちプラザ	元町 2 条東 3 丁目 3-3	障害者福祉施設
89	波のり荘	大和 1 条 2 丁目 46-9	障害者福祉施設
90	児童通所支援センター ハウルの丘	大和 1 条 6 丁目 67-12	障害者福祉施設
91	きがる	大和 1 条 6 丁目 36-2	障害者福祉施設
92	就労継続支援 B 型事業所 Walk	大和 1 条 6 丁目 67 番 12	障害者福祉施設
93	きらく	大和 3 条 4 丁目 13 番地	障害者福祉施設
94	わくわくどう	大和 3 条 5 丁目 33	障害者福祉施設
95	グループホーム ホームラン	大和町 253-6	障害者福祉施設
96	ココア	4 条東 5 丁目 2 番地 4	障害者福祉施設
97	ゆまばえ荘	大和 1 条 2 丁目 49-5	障害者福祉施設
98	グループホーム森 梅店	大和 2 条 7 丁目 27-1	障害者福祉施設
99	障害者支援施設くびどワーク&ハイム	志文町 301	障害者福祉施設

No.	施 設 名	所 在 地	種 別
100	K・P 1	志文町 301	障害者福祉施設
101	中央児童館	5 条東 2 丁目 2 番地 22	児童福祉施設
102	稲穂児童館	7 条西 15 丁目 7-1	児童福祉施設
103	上幌向児童館	上幌向北 1 条 4 丁目 750 番地 2	児童福祉施設
104	来夢 21 こども館	栗沢町南本町 41 番地 1	児童福祉施設
105	志文児童館	志文町 205 番地 33	児童福祉施設
106	幌向児童館	幌向北 1 条 2 丁目 601 番地 110	児童福祉施設
107	ぼけっと	2 条東 3 丁目 7 番地 2	保育園・幼稚園
108	西保育園	3 条西 10 丁目 13	保育園・幼稚園
109	岩見沢天使幼稚園	5 条西 6 丁目 8-5	保育園・幼稚園
110	駒沢幼稚園	6 条西 18 丁目 1	保育園・幼稚園
111	わくわく保育園	7 条西 22 丁目 1-2	保育園・幼稚園
112	恵比寿保育園	7 条東 1 丁目 1	保育園・幼稚園
113	中央保育園	8 条西 8 丁目 4	保育園・幼稚園
114	岩見沢市立総合病院 院内保育園 ゆあみっこ	9 条西 7 丁目 1-3	保育園・幼稚園
115	こっころ保育園	北 2 条西 12 丁目 4 番 11 号	保育園・幼稚園
116	なかよし保育園	北 5 条西 10 丁目 4-1	保育園・幼稚園
117	北村中央保育所	北村中央 4725 番地	保育園・幼稚園
118	栗沢認定こども園	栗沢町南本町 23-1	保育園・幼稚園
119	志文保育園	志文本町 4 条 5 丁目 1	保育園・幼稚園
120	岩見沢ひがし認定こども園	東町 1 条 8 丁目 932-67	保育園・幼稚園
121	ほろむい認定こども園とことん	幌向南 3 条 2 丁目 231-116	保育園・幼稚園
122	岩見沢北翔会病院	10 条西 21 丁目 1 番地 1	医療施設
123	牧病院	3 条西 5 丁目 9 番地	医療施設
124	とくち内科医院	3 条西 6 丁目 11 番地	医療施設
125	中央医院	6 条西 6 丁目 5 番地 2	医療施設
126	岩見沢クリニック	8 条西 10 丁目 8-1	医療施設
127	岩見沢レディースクリニック	8 条西 19 丁目 3-1	医療施設
128	岩見沢脳神経外科	8 条西 19 丁目 8-6	医療施設
129	岩見沢市立総合病院	9 条西 7 丁目 2 番地	医療施設
130	空知病院	大和 1 条 8 丁目 1 番地	医療施設
131	岩見沢市立栗沢病院	栗沢町南本町 30 番地	医療施設
132	岩見沢明日佳病院	志文町 297 番地 13	医療施設
133	岩見沢市医師会附属看護高等専修学校	10 条西 3 丁目 1	学校関係施設
134	岩見沢小学校	2 条東 6 丁目 2	学校関係施設
135	中央小学校	7 条西 16 丁目 7-3	学校関係施設
136	岩見沢市立高等看護学院	8 条西 9 丁目 34	学校関係施設
137	メーブル小学校	上志文町 107-1	学校関係施設
138	上幌向中学校	上幌向北 1 条 4 丁目 745-8	学校関係施設
139	第二小学校	上幌向南 3 条 7 丁目 624	学校関係施設
140	緑中学校	北本町西 2 丁目 2-1	学校関係施設
141	北村小学校	北村中央 4725	学校関係施設
142	北村中学校	北村中央 4725	学校関係施設
143	くりさわ学舎	栗沢町南幸徳 66 番地 1	学校関係施設
144	志文小学校	志文町 161-1	学校関係施設
145	東小学校	東町 2 条 7 丁目 977-5	学校関係施設
146	岩見沢高等養護学校	東町 2 条 8 丁目 960-3	学校関係施設
147	幌向小学校	幌向南 2 条 1 丁目 180	学校関係施設
148	豊中学校	幌向南 2 条 1 丁目 59	学校関係施設
149	第一小学校	緑町 3 丁目 7-1	学校関係施設

資料 1 1（第 4 章第 3 節 1（1）関係）
 【消 防 組 織】



資料 1 2 (第 4 章第 3 節 2 (1)、第 6 章第 2 節 1 (2) 関係)

【消防職員の配置状況】

消 防 本 部	21 人	北 支 署	7 人	西 出 張 所	8 人
消 防 署	66 人	北 盛 出 張 所	8 人	美 流 渡 分 遣 所	2 人
栗 沢 支 署	10 人	南 出 張 所	8 人	計	130 人

【消防団員の配置状況】

階級 分団別		階 級 別 現 員							
		団長	副団長	本部長	副本部長	部長	班長	団員	計
				分団長	副分団長				
岩見沢消防団	団 本 部	1 人	3 人	1 人	1 人				6 人
	女 性 分 団			1 人	1 人	2 人	4 人	20 人	28 人
	第 1 分 団			1 人	1 人	2 人	4 人	19 人	27 人
	第 2 分 団			1 人	1 人	3 人	6 人	33 人	44 人
	第 3 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	12 人	17 人
	第 4 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	12 人	17 人
	第 5 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	10 人	15 人
	第 6 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	14 人	19 人
	第 7 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	18 人	23 人
	第 8 分 団			1 人	1 人	1 人	1 人	3 人	7 人
	第 1 1 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	5 人	10 人
	第 1 2 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	6 人	11 人
	第 1 4 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	6 人	11 人
	第 1 5 分 団			0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	第 1 6 分 団			1 人	1 人	3 人	6 人	35 人	46 人
	第 1 7 分 団			1 人	1 人	2 人	2 人	9 人	15 人
	第 1 8 分 団			1 人	1 人	1 人	1 人	2 人	6 人
	第 1 9 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	4 人	9 人
	第 2 0 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	9 人	14 人
	第 2 1 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	7 人	12 人
	第 2 2 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	9 人	14 人
	第 2 3 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	5 人	10 人
	第 2 4 分 団			1 人	1 人	1 人	2 人	11 人	16 人
合 計		1 人	3 人	22 人	22 人	28 人	52 人	249 人	377 人

資料 1 3 （第 4 章第 3 節 2 (2) 関係）

【消防車両等の現有状況】

所属等 車両		消 防 本 部 ・ 署	岩 見 沢 消 防 団	合 計
消 防 車 両 等	消 防 ポ ン プ 自 動 車	2 台	5 台	7 台
	水槽付消防ポンプ自動車	6 台		6 台
	小型動力ポンプ付水槽車	4 台		4 台
	はしご付消防自動車	1 台		1 台
	小型動力ポンプ付積載車		23 台	23 台
	化学消防ポンプ自動車	1 台		1 台
	救 助 工 作 車	1 台		1 台
	救 急 自 動 車	5 台		5 台
	指 揮 車	1 台		1 台
	人 員 搬 送 車	1 台		1 台
	照 明 搬 送 車	1 台		1 台
	資 機 材 搬 送 車	2 台		2 台
	指 導 査 察 車	1 台		1 台
	そ の 他 の 車 両	1 台	1 台	2 台
合 計		27 台	29 台	56 台

資料 1 4 （第 4 章第 3 節 2 (3) 関係）

【消防水利の現有状況】

種別 地域別	消 火 栓	防火水槽	備 考	種別 地域別	消 火 栓	防火水槽	備 考
市 街 地	573	53		上 志 文	8	1	
上幌向地区	65	3	双葉町含	志 文	46	1	ふじ町含
稔	10			朝 日	2	5	
西 川	13	1		奈 良	1	1	
峰 延	2			栗沢町市街地区	39	20	
幌 向 地 区	100	7		栗沢町美流渡	13	16	
東 町 地 区	14	1	岡山町含	栗沢町万字	10	9	
志 文 本 町	14	1		栗沢町その他地区	28	9	
下 志 文	3			北村市街地区	14		
御 茶 の 水	3			北村その他地区	22		
金 子	5			合 計	989	129	
大 願	4	1					

名称 種類	河 川 名	名称 種類	河 川 名
河川等の自然水利	岩 見 沢 幹 線 用 水 路	河川等の自然水利	幌 向 川
	幾 春 別 川		旧 美 唄 川
	利 根 別 川		赤 川
	東 利 根 別 川		新 赤 川
	南 利 根 別 川		第 1 幹 線 川
	ポ ン ト ネ 川		第 2 幹 線 川
	清 真 布 川		大 願 川

資料 15（第 4 章第 3 節 5（1）、第 6 章第 2 節 1（3）関係）

【消防署及び各分団別管轄区域】

区分 \ 区域		管 轄 区 域
岩 見 沢 署		下記に定めた、各署所管轄区域以外の区域
栗 沢 支 署		栗沢町地区全域の内、美流渡、万字を除く
北 支 署		北村地区全域
北 盛 出 張 所		北条丁目、北本町、元町条丁目、緑町、有明中央、若松町、西川町、上幌向町及び上幌向条丁目（JR 函館本線以北）、桜木条丁目、東町及び東町条丁目（JR 函館本線以北）、稔町、大願町、峰延町
南 出 張 所		美園条丁目、南町及び南町条丁目、駒園、緑が丘、金子町、下志文町、志文本町条丁目、ふじ町条丁目、志文町、上志文町、朝日町
西 出 張 所		幌向町及び幌向条丁目、中幌向町、御茶の水町、双葉町
美 流 渡 分 遣 所		美流渡、万字、奈良町、清水町、毛陽町
岩 見 沢 消 防 団	団 本 部	岩見沢市一円
	女 性 分 団	同上
	第 1 分 団	条丁目区域とその周辺の町、上幌向地区の一部
	第 2 分 団	同上
	第 3 分 団	志文本町
	第 4 分 団	幌向町、幌向条丁目、中幌向町、御茶の水町の一部
	第 5 分 団	上志文町
	第 6 分 団	西川町
	第 7 分 団	稔町
	第 8 分 団	東町、東町条丁目、岡山町、宝水町
	第 1 1 分 団	朝日町
	第 1 2 分 団	大願町
	第 1 4 分 団	峰延町
	第 1 5 分 団	下志文町、金子町、志文町、ふじ町条丁目、双葉町、上幌向地区の一部
	第 1 6 分 団	栗沢町美流渡及び万字を除く栗沢町一円
	第 1 7 分 団	栗沢町美流渡一円、奈良町、毛陽町、清水町
	第 1 8 分 団	栗沢町万字一円
	第 1 9 分 団	北村赤川、栄町
	第 2 0 分 団	北村豊正
	第 2 1 分 団	北村豊里、北都
	第 2 2 分 団	北村中小屋、大願
	第 2 3 分 団	北村中央、美唄達布
	第 2 4 分 団	北村幌達布、砂浜、御茶の水町の一部

資料 16 (第5章第4節1(5)ア・イ関係)

【指定避難所】

No.	避難所	受入人員 (人)	建物面積 (㎡)	所在地	災害種別			備考
					洪水	地震	土砂	
1	第一小学校	820	6,142	緑町3丁目7番1号	○	○	○	
2	総合体育館	650	4,242	北3条西12丁目2番16	△	○	○	洪水時 2階以上
3	北真小学校	520	3,311	稔町30番地7	○	○	○	
4	東小学校	710	6,033	東町2条7丁目977番地5	△	○	○	洪水時 2階以上
5	東光中学校	940	7,102	5条東14丁目1番地1	○	○	○	
6	岩見沢小学校	790	5,927	2条東6丁目2番地	○	○	○	
7	中央小学校	840	5,995	7条西16丁目7番地3	△	○	○	洪水時 2階以上
8	生涯学習センター いわなび	750	7,859	4条西1丁目3番地4	○	○	○	
9	市民会館・ 文化センター	1,400	11,231	9条西4丁目1番地1	○	○	○	
10	南小学校	900	6,485	9条東2丁目1番地	○	○	○	
11	光陵中学校	1,300	9,845	春日町1丁目10番37号	○	○	○	
12	美園小学校	760	5,438	美園5条4丁目4番1号	○	○	○	
13	日の出小学校	820	5,917	かえで町2丁目1番1号	○	○	○	
14	明成中学校	800	5,311	かえで町1丁目1番1号	○	○	○	
15	志文小学校	740	5,125	志文町161番地1	△	○	○	洪水時 2階以上
16	清園中学校	700	4,762	志文町927番地5	○	○	○	
17	幌向総合コミュニ ティセンター	360	2,163	幌向南1条1丁目70番地5	×	○	○	
18	幌向小学校	730	5,426	幌向南2条1丁目180番地	△	○	○	洪水時 2階以上
19	豊中学校	770	4,856	幌向南2条1丁目59番地	△	○	○	洪水時 2階以上
20	上幌向中学校	610	3,777	上幌向北1条4丁目745番地8	○	○	○	
21	メープル小学校	320	2,280	上志文町107番地1	○	○	○	
22	岩峰地区農地 流動化センター	60	296	峰延町330番地3	○	○	○	
23	朝日コミュニテ ィ交流センター	100	569	朝日町176番地22	×	○	×	
24	毛陽交流センター	90	784	毛陽町534番地11	○	○	○	
25	北村トレーニング センター	350	1,686	北村赤川595番地4	△	○	○	洪水時 2階以上
26	北村中学校	560	3,608	北村中央4725番地	△	○	○	洪水時 2階以上
27	北村小学校	700	5,165	北村中央4725番地	△	○	○	洪水時 2階以上
28	豊正地区自治会館	60	320	北村豊正778番地141	×	○	○	
29	美唄達布地区自治会館	40	208	北村美唄達布4614番地	×	○	○	

No.	避難所	受入人員 (人)	建物面積 (㎡)	所在地	災害種別			備考
					洪水	地震	土砂	
30	幌達布地区自治会館	90	583	北村幌達布 5180 番地 22	×	○	○	
31	砂浜地区自治会館	110	694	北村砂浜 361 番地 12	×	○	○	
32	東地区自治会館	80	517	北村中小屋 524 番地 59	△	○	○	洪水時 2 階以上
33	栗沢市民センター	300	1,814	栗沢町北本町 168 番地 36	○	○	○	
34	必成地区集会所	70	348	栗沢町必成 195 番地 4	○	○	○	
35	西地区集会所	200	843	栗沢町北斗 601 番地 1	×	○	○	
36	岐阜地区集会所	50	265	栗沢町岐阜 207 番地 2	○	○	○	
37	由良地区集会所	70	320	栗沢町由良 419 番地 1	○	○	○	
38	茂世丑地区集会所	130	633	栗沢町茂世丑 309 番地 1	○	×	○	
39	上幌地区集会所	160	737	栗沢町上幌 350 番地 1	○	×	○	
40	栗丘地区集会所	50	252	栗沢町栗丘 201 番地 11	○	○	○	
41	栗沢 B & G 海洋センター	330	1,832	栗沢町最上 506 番地 1	○	○	○	
42	最上北栄地区集会所	30	166	栗沢町最上 2 番地 45	○	○	○	
43	美流渡コミュニ ティセンター	170	980	栗沢町美流渡栄町 93 番地	○	○	○	
44	万字地区集会所	60	272	栗沢町万字英町 1 番地 2	○	○	○	
45	ホテルサンプラザ	10	9,971	4 条東 1 丁目 6 番地 1	○	○	○	要配慮者優先
46	北村温泉ホテル	30	3,324	北村赤川 156 番地 7	△	○	○	要配慮者優先 洪水時 2 階以上

※ ○…避難可
△…2 階以上への避難可
×…避難不可

【福祉避難所】

No.	避難所	受入人員 (人)	所 在 地	備 考
1	ホテルサンプラザ	10	4 条東 1 丁目 6 番地 1	
2	北海道社会福祉事業団 福祉村	160	栗沢町最上 350 番地 1	
3	ケアハウス岩見沢	10	北 2 条西 12 丁目 4 番 1 号	
4	特別養護老人ホーム 新しいちい荘	10	栗沢町最上 222 番地 6	
5	特別養護老人ホーム ぬくもりの郷	10	6 条西 19 丁目 8 番地	
6	介護付有料老人ホーム オアシス 1・2 番館	25	2 条西 5 丁目 2 番地 7	
	サービス付き高齢者住宅 オアシス 3 番館			
7	サービス付き高齢者向け住宅 グランドヴィラ縁	10	2 条東 11 丁目 25 番地 1	
8	サービス付き高齢者住宅 ナーシングホーム栞里	10	5 条東 17 丁目 15 番地 1	

資料 1 7 (第 5 章第 4 節 1 (5) ア・イ関係)

【避難対象範囲】

No.	施設名	避難対象の住所	避難対象の町会・自治会
1	第 一 小 学 校	緑町丁目、西川町	緑町内会、西川町会
2	総 合 体 育 館	有明町中央、北条丁目、若松町	若松第 1 町内会、若松第 2 町内会 若松第 3 町内会、若松第 4 町内会 若松西町内会、北 2 条町会 北新町会、北 3 条町会 鉄道アパート自治会
3	北 真 小 学 校	北本町東丁目、北本町西丁目 桜木条丁目、稔町	北本町会、桜木団地町内会 桜木町会、北栄町会、稔町会
4	東 小 学 校	栄町、東町、東町 1 条 2～8 丁目 東町 2 条 1～8 丁目、岡山町	新東町団地自治会、東町町内会 東町はまなす町内会 東町 2・8 町内会、第 3 東町団地 東町 1－6. 7 自治会 なかよし町会、栄町会、東自治会 東町たんぼぼ町内会
5	東 光 中 学 校	1 条東 12～17 丁目、2 条東 11～18 丁目 3 条東 11～18 丁目、4 条東 10～18 丁目 5 条東 8～18 丁目、6 条東 7～14 丁目、 7 条東 12～14 丁目、8 条東 10～12 丁目 日の出台丁目、日の出南 1～3 丁目 日の出北丁目、 宝水町	日の出中央町内会、日の出南町会 日の出親交会、日の出曙町内会 ますみ町会、しらかば団地自治会 アカシヤ町内会、東しらかば町会 東町道職員自治会、マムレ町会、こぶし 町会、日の出支庁こぶし町会、日の出 台しらかば町会、道営住宅日の出団 地 A～D 棟町内会、日の出中央連合町 内会、日の出台東町会 日の出第 1 中央町会、日の出 10 丁 目町内会、桜町内会、利根別第一町会、 利根別第三町会、慈光台町会 利根別第二町会、暁町内会、利根別中央 町会、宝水町会
6	岩 見 沢 小 学 校	元町東条丁目、元町西条丁目 東町 1 条 1 丁目 1 条東 1～11 丁目、2 条東 1～10 丁目 3 条東 1～10 丁目、4 条東 1～9 丁目 5 条東 1～7 丁目、6 条東 4～6 丁目 1 条西 1 丁目、4 条西 1 丁目 5 条西 1 丁目	元町町会、元町中の島町会 元町中央町会、第二区会、東友会 第 6 町会、東親和会、東和町内会 第 3 町会、西 1 丁目町会 あゆみ町会、東むつみ町内会 コスモコーポラス自治会 わかば中央自治会
7	中 央 小 学 校	1 条西 10～14 丁目、2 条西 10～16 丁目、 3 条西 10～18 丁目、4 条西 10～18 丁目、 5 条西 10～19 丁目、6 条西 11～20 丁目、 7 条西 11～22 丁目、8 条西 11～23 丁目、 9 条西 11～23 丁目、10 条西 18～23 丁目、 大和条丁目、大和町	西町会、幸町内会、やまと町内会 南町親睦会、新 9 条町会、稲穂町内会

No.	施設名	避難対象の住所	避難対象の町会・自治会
8	生涯学習センター い わ な び	有明町南、1条西2～9丁目、2条西1～9丁目、3条西1～9丁目、4条西2～9丁目、5条西2～9丁目、6条西1～4丁目、6条東1～3丁目	第7区民友会、第五町会、中央町会、平和町会、新和町会、互輪町会、栄和会、笹の子町会、松の実町会、七一町会、親和会、若葉親交会
9	市民会館・文化センター	6条西5～10丁目、7条西1～10丁目、8条西2～10丁目、9条西2～10丁目	三和町会、若葉町内会、一茶町会、清和連合町会、6条中央町内会 緑清町会、九条町会
10	南 小 学 校	7条東1～11丁目、8条東1～6丁目 9条東1～9丁目、10条東1～7丁目 11条東1丁目、12条東1丁目 8条西1丁目、9条西1丁目 10条西1～5丁目、11条西1～5丁目 12条西1～5丁目、13条西1～5丁目 鳩が丘丁目 東山1～4丁目、東山町	鳩が丘町会、7条東町内会 宮の下町会、宮下町2丁目親睦会 宮下1丁目町会、東山町会
11	光 陵 中 学 校	並木町、春日町丁目 緑が丘1～5丁目、緑が丘	並木町内会、緑が丘第一町内会 駒沢町内会、緑が丘町内会 春日町第1町会、春日町第二町内会 春日町第3町内会、春日東栄町会 13条親睦会
12	美 園 小 学 校	美園条丁目 南町、南町条丁目、駒園丁目	美園友の会、美園第一町会 美園一心町会、美園親睦会 美園町内会、美園中央町会 美園第二町内会、駒園町会 美園南桜木町会、美園自治会 美園春風町会、 駒園グランドハイツ町会 南町第1町会、南友町会、新南町町会南町新光町会、南町中央町会
13	日 の 出 小 学 校	日の出町、日の出南4丁目 かえで町丁目、若駒丁目 東山9～10丁目	駒が台町会、第2かえで町内会 若駒町内会、第3かえで町内会 かえで第一自治会、かえで第二自治会、かえで第三自治会、かえで第四自治会、かえで第五自治会、かえで第六自治会、さつき町会、東山あずさ町内会、ウッディヒル日の出町内会、千草町会、日の出町会
14	明 成 中 学 校	東山5～8丁目	見晴町内会
15	志 文 小 学 校	志文本町条丁目 ふじ町条丁目、下志文町、金子町 志文町の一部	志文本町会、志文光和町内会 ふじ町内会、こぶし団地自治会 志文新町会、メイプル町会 金子町会、下志文町会

No.	施設名	避難対象の住所	避難対象の町会・自治会
16	清園中学校	緑が丘6丁目、志文町の一部	グリーン団地町内会、南が丘町内会 志文町会
17	幌向総合コミュニティセンター	幌向南1条1～5丁目、幌向北1条4～7丁目、幌向北2条4～7丁目	幌向第1町内会、幌向第2町内会 幌向第5町内会、幌向第15町内会
18	幌向小学校	幌向南2条1～5丁目、幌向南3条1～5丁目、幌向南4条1～4丁目、幌向南5条1丁目、幌向町、中幌向町	幌向第6町内会、幌向第17町内会、幌向第18町内会、幌向第19町内会、幌向第20町内会、幌向第21町内会、幌向第22町内会、幌向第23町内会、幌向第24町内会、中幌向町会、幌向町会
19	豊中学校	幌向北1条1～3丁目 幌向北2条1～3丁目	幌向第9町内会、幌向第11町内会、幌向第13町内会
20	上幌向中学校	上幌向北条丁目、上幌向南条丁目 上幌向町、御茶の水町、双葉町	ひばり町内会、上幌向町会 御茶の水町会、双葉町会
21	メープル小学校	上志文町	上志文町会
22	岩峰地区農地流動化センター	峰延町、大願町	峰延町会、大願町会
23	朝日コミュニティ交流センター	朝日町、栗沢町宮村の一部	朝日町内会、宮村町会の一部
24	毛陽交流センター	毛陽町	毛陽地域（毛陽・清水連合町会）
25	北村トレーニングセンター	北村赤川	赤川町会
26	北村中学校	北村栄町、北村豊里	北村栄町町会、豊里町会
27	北村小学校	北村北都、北村中央	中央町会
28	豊正地区自治会館	北村豊正	豊正町会
29	美唄達布地区自治会館	北村美唄達布	美唄達布町会
30	幌達布地区自治会館	北村幌達布	幌達布町会
31	砂浜地区自治会館	北村砂浜	砂浜町会
32	東地区自治会館	北村大願、北村中小屋	北村大願町会、中小屋町会
33	栗沢市民センター	栗沢町本町、栗沢町南本町、栗沢町北本町、栗沢町東本町、栗沢町西本町、栗沢町幸穂町、栗沢町砺波、栗沢町栗部、栗沢町南幸穂、栗沢町北幸穂、栗沢町最上の一部	栗沢町本町連合会、幸穂町会、旭ヶ丘町内会、緑ヶ丘町内会、栗沢栄団地町会、砺波町会、栗部町会、ひばりヶ丘連合会、最上第一町会、弥生ヶ丘町会
34	必成地区集会所	栗沢町必成、栗沢町自協	必成町会、すずかけ町内会 自協町会
35	西地区集会所	栗沢町北斗、栗沢町越前	北斗町会、越前町会
36	岐阜地区集会所	栗沢町岐阜、栗沢町小西	岐阜町会、小西町会

No.	施設名	避難対象の住所	避難対象の町会・自治会
37	由良地区集会所	栗沢町由良、栗沢町耕成	由良町会、耕成町会
38	茂世丑地区集会所	栗沢町茂世丑	茂世丑町会
39	上幌地区集会所	栗沢町上幌、栗沢町宮村の一部	上幌町会、宮村町会の一部
40	栗丘地区集会所	栗沢町栗丘	栗丘町会
41	栗 沢 B & G 海 洋 セ ン タ ー	栗沢町最上の一部、栗沢町加茂川	最上第二町会、加茂川町会
42	最上北栄地区集会所	栗沢町最上の一部	最上北栄町会
43	美流渡コミュニ テ ィ セ ン タ ー	栗沢町美流渡、奈良町、清水町	美流渡町内会、上美流渡町内会、 清水地域（毛陽・清水連合町会）
44	万字地区集会所	栗沢町万字	万字町会
45	ホテルサンプラザ	市内全域	要配慮者を優先的に受入
46	北村温泉ホテル	市内全域	要配慮者を優先的に受入

※避難対象の住所、町会・自治会は目安となっています。災害時にすべての避難所が開設されるとは限りませんので、避難する際は開設しているお近くの避難所に避難してください。

資料 18 (第5章第4節4、第5章第5節4、第5章第6節5、第5章第7節3、第5章第8節5、第5章第9節7、第5章第13節5、第5章第14節6、第5章第17節3(5)、第5章第17節5 関係)

【救助法による救助の内容】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 370円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 370円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,259,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,259,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は原則2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,480円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額		期間		備考			
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊（焼）、流失、 床上浸水等により、生 活上必要な被服、寝 具、その他生活必需品 を喪失、若しくは毀損 等により使用すること ができず、直ちに日常 生活を営むことが困難 な者	1 夏季（4月～9月）冬季 （10月～3月）の季別は 災害発生の日をもって決 定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すご とに加算
		全壊 全焼 流失	夏	20,900	26,900	39,900	47,600	60,300	8,800
			冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000
冬	11,000		14,400	20,500	24,300	30,700	4,000		
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損 等の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以 内		災害発生の日から 14日以内		患者等の移送費は、別途計上			
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者（出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者）	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内 の額		分べんした日から7 日以内		妊婦等の移送費は、別途計上			
被災者の救 出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実 費		災害発生の日から3 日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場 合は、以後「死体の搜索」として取 り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			
福祉サービ スの提供	避難生活において配慮 を必要とする高齢者、 障害者、乳幼児その他 の者	1 左記の者からの相談対応 等 消耗器材費又は器物の使 用謝金、借上費若しくは 購入費（工事費を含 む。）として当該地域に おける通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用 謝金、器物の使用謝金、 借上費若しくは購入費、 光熱水費、仮設便所等の 設置費として当該地域に おける通常の実費		災害発生の日から7 日以内		輸送費、人件費は、別途計上			
住家の被害 の拡大を防 止するため の緊急の修 理	災害のため住家が半 壊、半焼又はこれらに 準ずる程度の損傷を受 け、雨水の侵入等を放 置すれば住家の被害が 拡大するおそれがある 者	住家の被害の拡大を防止す るための緊急の修理が必要 な部分に対し、合成樹脂シ ート、ロープ、土のう等を 用い、修理した際の費用 一世帯当たり 56,400円以内		災害発生の日から 10日以内					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 757,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずるに準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000 円以内	災害発生の日から3 ヶ月以内（災害対策基本法第 23 条の3 第1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の2 第1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内）	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のための生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用 1 生業費 1 件当たり 30,000 円 2 就職支度費 1 件当たり 15,000 円	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1 月以内	1 貸与期間 2 年以内 2 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 5,800 円 中学生生徒 6,100 円 高等学校等生徒 6,600 円	災害発生の日から（教科書） 1 ヶ月以内（文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 239,400 円以内 小人（12 歳未満） 191,500 円以内	災害発生の日から10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、縫合、消毒等 1 体当たり 3,800 円以内 2 一時保存 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1 体当たり 6,100 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	1 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 2 住家の屋根に雪が積もって放置しておけば住家が倒壊するおそれのある場合の雪下ろしや、玄関回りの敷地に積雪があり、除去しなければ家に出入りすることができない場合の敷地内の除雪等について、被災者自ら行うことが困難な場合。	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 148,600 円以内	災害発生の日から10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※災害救助事務取扱要領（令和 7 年 1 0 月）から引用

資料 19 (第5章第4節1(13)関係)

【非常時用備蓄品一覧】

品名	数量	集中備蓄	分散備蓄
アルファ化米	6, 244食	○	○
アルファ化米(白粥)	700食	○	
缶詰パン	4, 320食	○	
うどん	1, 560食	○	
焼きのり	210袋	○	
パックご飯	504食	○	
缶詰	528缶	○	
粉ミルク	120本	○	
液体ミルク	120缶	○	
飲料水	504本	○	
幼児用紙おむつ	2, 348枚	○	
大人用紙おむつ	2, 680枚	○	
生理用品	9, 426枚	○	
使い捨て哺乳瓶	300個	○	
ウェットティッシュ	346パック	○	
トイレットペーパー	1, 896ロール	○	
災害時簡易トイレtent	123張	○	
災害時簡易トイレ(便座)	134個	○	
災害用簡易トイレ(袋・凝固剤)	23, 400枚	○	○
車椅子用トイレtent・便座	3張	○	
エアークッション・フェイスタオル	480セット	○	
ゴミ箱(段ボール製)	120個	○	○
トイレ用ゴミ箱	42個	○	
救急医薬品(一式)	16個	○	
毛布	2, 680枚	○	○
アルミブランケット	1, 480枚	○	
クッションシート	4, 400枚	○	○
プライバシーテント	208張	○	○
多目的テント	50張	○	○
間仕切りパネル	296セット	○	○
段ボールベット	321個	○	○
発電機	116台	○	○
ガソリン携行缶	38個	○	○
コードリール	38個	○	○
LED投光器	10台	○	
LEDポータブルライト	142個	○	
拡声器	20個	○	
トランシーバー	30台	○	
保温ポット	20個	○	
スポットクーラー	13台	○	
赤外線ヒーター	10台	○	
ポータブル石油ストーブ	50台	○	○
灯油ポリタンク・ポンプ	48個	○	○
水で膨らむ土のう	306個	○	
ブルーシート	425枚	○	○
OAタップ	158個	○	○
災害用電話機	20台		○
災害用ビブス	662枚	○	○
ペット受入セット	10セット	○	
車椅子	19台	○	○
マスク(不織布・サージカル)	8, 690枚	○	
フェイスシールド	5, 605枚	○	
防護服	300枚	○	
防護具セット	10セット	○	
使い捨てゴム手袋	3, 000枚	○	
ハンドソープ	179個	○	
除菌スプレー	58個	○	
消毒液	260リットル	○	
非接触型体温計	57個	○	
電子体温計	98個	○	
新型コロナウイルス抗原検査キット	50個	○	
スリッパ(トイレ用)	248足	○	○
飛沫防止パネル・パーテーション	135枚	○	

資料 20（第 5 章第 7 節 2 (2) ア関係）

【水道施設】

施 設 名	所 在 地	貯 水 量 (m ³)
第 1 配 水 池	宝水町	8, 5 1 7
第 2 配 水 池	日の出町	6, 5 0 0
由 良 配 水 池	栗沢町由良	6 0 8
最 上 配 水 池	栗沢町最上	2 6 8
福 祉 村 配 水 池	栗沢町最上	2 8 1
美 流 渡 配 水 池	栗沢町美流渡西町	2 8 2
上美流渡配水池	栗沢町美流渡若葉町	1 5 3
万 字 配 水 池	栗沢町万字寿町	1 5 1

資料 21（第 5 章第 7 節 2 (2) イ関係）

【給水車両等】

品 名	数 量	容 量	配 置 先	連 絡 先
加圧式給水タンク車	1 台	3 t	日 の 出 車 両 格 納 庫	水 道 部 業 務 課
給 水 タ ン ク	1 台	2 t		
	1 台	3. 7 t	第 2 配 水 池	
	1 台	1 t	旧 北 村 配 水 池	
給水タンク(組立式)	1 台	1 t	第 2 配 水 池	
ポ リ タ ン ク	1 2 個	2 0 ℓ	市 庁 舎 倉 庫	
	8 個	1 0 ℓ		
緊急用飲料水ポリ袋	4, 7 0 0 袋	1 0 ℓ		
	4 0 0 袋	1 0 ℓ	美 流 渡 送 水 ポ ン プ 場	
緊急時用浄水装置	1 台	2 t / h	第 2 配 水 池	
消防大型タンク車	3 台	1 0 t	岩 見 沢 署	岩 見 沢 地 区 消 防 事 務 組 合 消 防 本 部
			栗 沢 支 署	
			北 支 署	
消防中型タンク車	1 台	5 t	美 流 渡 分 遣 所	

注）使用タンク等は、消毒を充分に行うものとする。

資料 2 2 (第 5 章第 9 節 3 (1) 関係)

【岩見沢市医師会に加入する医療機関】

病 院 等 名		診 療 科 目	所 在 地	病床数
救急指定病院	岩見沢市立総合病院	内科・呼吸器内科・循環器内科・腎臓内科・消化器内科・小児科・外科・透析外科・血管外科・乳腺外科・整形外科・産婦人科・耳鼻咽喉科・眼科・泌尿器科・精神神経科・麻酔科・脳神経外科・皮膚科・放射線科・リハビリテーション科・歯科口腔外科	岩見沢市 9 条西 7 丁目	405
	岩見沢市立栗沢病院	内科・外科	岩見沢市栗沢町南本町 30	85
	岩見沢脳神経外科	脳神経外科・リハビリテーション科	岩見沢市 8 条西 19 丁目	19
	岩見沢北翔会病院	整形外科・内科・リハビリテーション科	岩見沢市 10 条西 21 丁目	99
よしむら糖尿病クリニック		糖尿病内科	岩見沢市 1 条西 7 丁目	—
岩見沢こころクリニック		精神科、心療内科	岩見沢市 2 条東 15 丁目	—
松藤医院		内科・循環器科	岩見沢市 2 条西 5 丁目	—
岩見沢かとう眼科		眼科	岩見沢市 2 条西 7 丁目	—
かない内科・消化器クリニック		内科・消化器科	岩見沢市 2 条西 7 丁目	—
倉増整形外科		整形外科・リハビリテーション科	岩見沢市 2 条西 7 丁目	19
かまだクリニック		外科・肛門科	岩見沢市 3 条西 4 丁目	—
はなだ皮膚科クリニック		皮膚科	岩見沢市 3 条西 4 丁目	—
牧病院		精神科・神経科・心療内科・内科	岩見沢市 3 条西 5 丁目	140
中村耳鼻咽喉科・呼吸器科		耳鼻咽喉科・呼吸器内科	岩見沢市 3 条西 5 丁目	—
とくち内科医院		内科・消化器科・呼吸器内科	岩見沢市 3 条西 6 丁目	19
石川内科・循環器科クリニック		内科・循環器科	岩見沢市 4 条西 7 丁目	—
松本皮フ科クリニック		皮膚科	岩見沢市 4 条西 8 丁目	—
石塚内科医院		内科	岩見沢市 5 条東 11 丁目	—
野宮病院		精神科・神経科・内科	岩見沢市 5 条東 18 丁目	193
大川眼科医院		眼科	岩見沢市 5 条西 5 丁目	—
森元皮膚科		皮膚科	岩見沢市 6 条東 1 丁目	—

病 院 等 名	診 療 科 目	所 在 地	病床数
森川内科クリニック	内科・呼吸器科・胃腸科	岩見沢市6条東1丁目	—
こじま内科クリニック	内科	岩見沢市6条東13丁目	—
6条整形外科クリニック	整形外科	岩見沢市6条西1丁目	—
竹内医院	内科・消化器内科	岩見沢市6条西2丁目	—
中央医院	内科	岩見沢市6条西6丁目	19
はくま内科・呼吸器内科クリニック	内科・呼吸器内科	岩見沢市7条西6丁目	—
出口小児科医院	小児科	岩見沢市7条西5丁目	—
竹内眼科医院	眼科	岩見沢市7条西6丁目	—
にしざわ耳鼻咽喉科クリニック	耳鼻咽喉科	岩見沢市7条西6丁目	—
ふじねクリニック	小児科・小児精神科	岩見沢市7条東6丁目	—
岩見沢クリニック	腎臓内科・内科	岩見沢市8条西10丁目	19
岩見沢レディースクリニック	産科・婦人科	岩見沢市8条西19丁目	2
ほさか眼科	眼科	岩見沢市9条西10丁目	—
あくつこどもクリニック	小児科	岩見沢市10条西4丁目	—
かわなみ耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	岩見沢市2条西6丁目	—
宮本泌尿器科医院	泌尿器科・性病科	岩見沢市美園2条1丁目	19
竹内内科循環器科	内科・循環器科	岩見沢市美園5条3丁目	—
海老原医院	内科	岩見沢市日の出台1丁目	8
北五条医院	内科・胃腸科・小児科	岩見沢市北4条西10丁目	—
空知病院	精神科・神経科・内科	岩見沢市大和1条8丁目	150
さとうキッズクリニック	小児科・内科	岩見沢市大和1条9丁目	—
ごうだ整形外科	整形外科、リハビリテーション科	岩見沢市大和3条9丁目	—
大川内科医院	内科・循環器科・小児科	岩見沢市幌向南2条3丁目	—
ほろむいクリニック	内科・小児科・消化器科・ リハビリテーション科	岩見沢市幌向南1条3丁目	—

病 院 等 名	診 療 科 目	所 在 地	病床数
田中クリニック	内科・消化器内科・循環器内科・呼吸器内科	岩見沢市幌向南4条2丁目	—
岩見沢明日佳病院	内科・精神科・リハビリテーション科・歯科	岩見沢市志文町297-13	250
ささえるクリニック岩見沢	内科	岩見沢市志文本町5条2丁目	—
東町ファミリークリニック	内科	岩見沢市東町1条8丁目	—
栗沢町美流渡診療所	内科	岩見沢市栗沢町美流渡錦町93	—
岩見沢市夜間急病センター	内科・小児科	岩見沢市10条西3丁目	—

資料 2 3 (第 5 章 第 1 5 節 3 (1) 関係)

【市有車両現況】

所 属	車 種	台 数	所 属	車 種	台 数
秘 書 課	乗 用 車	3	観 光 物 産 振 興 課	乗 用 車	1
	乗 合 自 動 車	2		乗 用 車	1
	小 型 貨 物 車	1		小 型 貨 物 車	1
防 災 対 策 室	小 型 貨 物 車	1	土 木 課	乗 用 車	5
企 画 室	乗 用 車	1		軽 自 動 車	1
財 政 課	乗 用 車	2		普 通 貨 物 車	7
	軽 自 動 車	2		特 殊 用 途 車	12
	小 型 貨 物 車	3		特 殊 車	33
	普 通 貨 物 車	1	公 園 緑 地 環 境 課	乗 用 車	2
税 務 課	乗 用 車	2		軽 自 動 車	3
	軽 自 動 車	1		小 型 貨 物 車	7
情 報 政 策 課	乗 用 車	1		普 通 貨 物 車	2
	軽 自 動 車	1		特 殊 車	3
福 祉 課	乗 用 車	1	都 市 計 画 課	乗 用 車	1
	軽 自 動 車	2	建 築 課	乗 用 車	3
高 齢 介 護 課	乗 用 車	3		軽 自 動 車	1
	軽 自 動 車	5		小 型 貨 物 車	1
健 康 づ くり 推 進 課	乗 用 車	1	農 業 委 員 会 事 務 局	乗 用 車	1
	軽 自 動 車	3	業 務 課	乗 用 車	1
こ ど も 未 来 課	軽 自 動 車	3	水 道 課	乗 用 車	2
保 護 課	軽 自 動 車	4		小 型 貨 物 車	2
	軽 自 動 車	4		普 通 貨 物 車	1
市 民 連 携 室	乗 用 車	2		特 殊 用 途 車	1
	小 型 貨 物 車	1	下 水 道 課	乗 用 車	2
市 民 サ ー ビ ス 課	軽 自 動 車	1		小 型 貨 物 車	1
保 険 年 金 課	乗 用 車	1	教 育 委 員 会	乗 用 車	7
	軽 自 動 車	2		軽 自 動 車	8
環 境 保 全 課	乗 用 車	1		乗 合 自 動 車	19
	軽 自 動 車	2		小 型 貨 物 車	4
	小 型 貨 物 車	1		普 通 貨 物 車	10
廃 棄 物 対 策 課	小 型 貨 物 車	4	北 村 支 所	乗 用 車	4
	普 通 貨 物 車	2		軽 自 動 車	2
	特 殊 車	2		小 型 貨 物 車	2
農 業 振 興 課	乗 用 車	2		特 殊 車	2
	軽 自 動 車	1	栗 沢 支 所	乗 用 車	3
	小 型 貨 物 車	1		軽 自 動 車	1
農 業 基 盤 整 備 課	乗 用 車	2	栗 沢 支 所	軽 自 動 車	1
商 工 振 興 課	軽 自 動 車	1		特 殊 車	1

資料 2 4 (第 5 章 第 1 9 節 3 (1) ア 関係)

【派遣部隊集結地】

	集 結 地		住 所	面積 (㎡)
1	幌向小学校	グラウンド	幌向南 2 条 1 丁目 180 番地	13,378
2	岩見沢競馬場跡地	駐車場	日の出町 444 番地	60,000
3	第二小学校	グラウンド	上幌向南 3 条 7 丁目 624 番地	11,177
4	緑陵高校	グラウンド	緑が丘 74 番地 2	21,460
5	あさぎり公園野球場	駐車場	緑町 6 丁目	1,400
6	いわみざわ公園	①バラ園駐車場 ②キタオン駐車場	志文町	15,800
7	陸上競技場	駐車場	総合公園	4,170
8	北村温泉ホテル	駐車場	北村赤川 156 番地 7	2,050
9	ヘラブナ公園	駐車場	北村赤川 586 番地 2	2,180
10	くりさわ学舎	グラウンド	栗沢町南幸穂 6 6 番地 1	18,550

資料 25 (第 5 章第 20 節 9 (1) 関係)

【ヘリコプター発着可能地】

施設名	所在地	施設管理者
陸上競技場	総合公園 4 番地	教育部生涯教育課
あさぎり公園野球場	緑町 6 丁目	教育部生涯教育課
岩見沢競馬場跡地	日の出町 444 番地	農政部農業振興課
美園小学校グラウンド	美園 5 条 4 丁目 4-1	美園小学校長
上幌向中学校グラウンド	上幌向北 1 条 4 丁目	上幌向中学校長
豊中学校グラウンド	幌向南 2 条 1 丁目 59 番地	豊中学校長
北村中学校グラウンド	北村中央 202 番地 4	北村中学校長
北村多目的体育館「土里夢」駐車場	北村幌達布 5180 番地 22	教育部生涯教育課
旧栗沢中学校グラウンド	栗沢町南幸穂 27 番地	教育部生涯教育課
旧美流渡中学校グラウンド	栗沢町美流渡栄町 58 番地	教育部生涯教育課

資料 2 6 (第 6 章第 3 節 2 (3) 関係)

【水防用資機材等備蓄一覧】

備蓄場所 区 分			空知総合振興局岩見沢地区防災資機材 備蓄センター(岡山 1 8 番地)	市役所本庁舎倉庫 (鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号)	北村水防倉庫(北村中央 1 0 番地 2)	中小屋水防倉庫 (北村中小屋地 3 0 8 4 番地 4)	北村地区河川水防センター (北村幌達布地先)	栗沢支所(栗沢町東本町 2 1 番地)	岩見沢消防署(8 条東 1 0 丁目)
水 防 用 資 材	麻袋・土のう袋類	袋	27,600	250	2,200		900	2,300	300
	ビニールシート ・ 布 シ ー ト	枚	10		10		20		18
	ロ ー プ (縄)	kg	5			6	4	4	
	鉄 線	kg	200		10		15		
	丸 太	本	800		200			13	
	木 杭 ・ 鉄 杭	本	180		30			267	
	ビニールパイプ	本						1	
	土 の う	袋							427
水 防 用 機 材	掛 矢	丁	16	3	15		8	6	4
	の こ ぎ り	丁	10		10		6	3	3
	ツ ル ハ シ	丁	12	3	3		3	4	3
	ス コ ッ プ	丁	59	22	45	6	44	94	97(27)
	鉋 (ナ タ)	丁	10						27
	ペ ン チ	丁	9				3	1	3
	鎌	丁	25						13
	お の	丁	10				3		1
	ハ ン マ ー	丁	5	1			9	4	7
	一 輪 車	台	11		7		4	6	3
	た こ づ ち	丁	10		5			4	
	照 明 器 具	台	4		1		6		4
	発 電 機	台	2		2				4
	排 水 ポ ン プ	台	4		6	3	3	1	

注) 空知総合振興局岩見沢地区防災資機材備蓄センターについては、北海道水防計画より引用する。

注) 岩見沢消防署の() の数は、消防団配備分。(外数)

資料 27 (第 6 章第 3 節 2 (6) 関係)

【排水機場一覧】

施 設 名		場 所 (電話番号)	排 水 力 (t/s)	管 理 体 名	連 絡 先
1	金 子 排 水 機 場	双 葉 町 (26-2706)	14.0	岩 見 沢 市	岩見沢市役所 農政部農業基盤整備課 (23-4111)
2	南利根別排水機場	南 町 (23-4045)	7.0	〃	〃
3	三日月排水機場	北村豊里 (55-3301)	29.9	〃	岩見沢市役所 農政部北村産業振興課 (56-2001)
4	片倉川排水機場	北村美唄達布 (55-3328)	14.5	〃	〃
5	赤川排水機場	北村中央 (56-2210)	29.7	〃	〃
6	北村排水機場	北村北都 (56-2742)	11.6	〃	〃
7	大願排水機場	北村大願 (56-2051)	28.2	〃	〃
8	赤川第 2 排水機場	北村栄町 (56-2917)	1.1	北海土地 改良区	北海土地改良区 (22-2400)
9	幌達布排水機場	北村幌達布 (26-4512)	0.5	岩 見 沢 市	岩見沢市役所 農政部北村産業振興課 (56-2001)
10	赤川第 3 排水機場	北村大願 (55-3911)	3.2	〃	〃
11	遠藤排水機場	北村中小屋 (電話無)	0.4	〃	〃
12	旧美唄川救急排水機場	北村中央 (電話無)	3.0	〃	岩見沢市役所 建設部遊水地建設室 (56-2001)
13	豊幌排水機場	栗沢町北斗 (45-4166)	29.8	〃	岩見沢市役所 農政部栗沢産業振興課 (45-2413)
14	北斗排水機場	栗沢町北斗 (45-2417)	16.5	〃	〃
15	桃川排水機場	栗沢町北斗 (45-2418)	13.6	〃	〃
16	砺波排水機場	栗沢町砺波 (45-3146)	5.5	〃	〃
17	お茶の水排水機場	江別市豊幌 011-383-5263	42.7	江 別 市	江別市役所 土木事業所治水課 (011-383-5900)

【排・取水門一覧】

(管理団体名)	北 海 道	(連絡先)	札幌建設管理部 岩見沢出張所 (26-3011)
---------	-------	-------	--------------------------

施 設 名			岸	地 先 名
幌 向 川	1	杉 田 排 水 樋 門	右	旧東 14 号
	2	久 保 排 水 樋 管	左	栗沢町字耕成
利 根 別 川	3	星 野 排 水 樋 管	右	上幌向町 500
	4	出 口 排 水 樋 管	左	東町 932 - 1
別南 川利 根	5	南利根別川 1 号樋 門	左	南町 2 条 1 丁目

(管理団体名) 岩 見 沢 市				(連絡先) 岩見沢市役所 建設部 建設管理課 (23－4111)					
施 設 名			岸	地 先 名	施 設 名			岸	地 先 名
幌 向 川	1	福 寺 排 水 樋 門	右	清水町福寺宅裏	利 根 別 川	2 5	東小学校左岸排水樋門	左	東町 1 条 7 丁目 932-57
	2	第 一 号 樋 門	右	上志文町土居宅裏		2 6	21 号幹線排水樋門	左	東町 1 条 8 丁目 932-122
	3	織 田 排 水 樋 門	右	上志文町織田宅裏		2 7	栄 川 樋 門	左	東町 1 条 6 丁目 1031 - 1
	4	苗 川 排 水 樋 門	右	上志文町 1315		2 8	栄 町 排 水 樋 門	左	東町 917-1
	5	砂 田 排 水 樋 門	右	旧渡船場菊谷商店裏		2 9	長 谷 川 排 水 樋 門	左	東町長谷川宅 地先
	6	平 田 排 水 樋 門	右	志文町平田宅裏	東利根別川	3 0	陸上競技場樋門	右	総合公園競技場裏
	7	小 倉 排 水 樋 管	左	志文町小倉宅裏		3 1	9 号 排 水 樋 管	右	東 山 町 1 8 3
	8	加 藤 排 水 樋 門	右	幌向川サイホン先		3 2	2 0 号 排 水 樋 管	右	東山町 400 地先
	9	西 川 排 水 樋 管	右	志文町 旧万字線 (上)		3 3	2 5 号 排 水 樋 管	右	東山町斉藤組裏
	1 0	塚 田 排 水 樋 管	右	旧東 14 号 ～15 号間	志文川	3 4	第 一 排 水 樋 管	右	志 文 町 長 谷 川 宅
	1 1	松 田 排 水 樋 門	右	下志文南 5 線		3 5	第 2 排 水 樋 管	左	志 文 町 長 谷 川 宅
	1 2	佐々木排水樋管	右	双葉町 6 号線 (下)	知市川来	3 6	1 号 排 水 樋 門	左	東町旧幌内線
利 根 別 川	1 3	高 橋 排 水 樋 門	右	上幌向町協和橋	大 願 川	3 7	樺 沢 樋 管	右	大願町 563-2
	1 4	峰 排 水 樋 門	左	双葉町南 7 号		3 8	湯 本 第 一 樋 門	左	大願町 157-1
	1 5	山 本 排 水 樋 門	右	中幌向町南 7 号		3 9	湯本第 2 排水樋管	右	大願町 563-2
	1 6	高 峯 樋 管	右	南 1 線東 8 号		4 0	森 本 排 水 樋 管	左	大願町 146-3
	1 7	立 野 排 水 樋 門	左	上幌向町協和橋		4 1	合 川 排 水 樋 管	右	大願町 535-1
	1 8	1 3 号 排 水 樋 門	左	上幌向町 13 号橋		4 2	大串第 1 排水樋管	右	大願町 529-1
	1 9	1 3 号 排 水 樋 管	右	上幌向町 13 号橋		4 3	大串第 2 排水樋門	左	大願町 530-3
	2 0	日の出タクシー裏排水樋門	右	大和 2 条 9 丁目 2 2 番 地 地 先		4 4	大串第三排水樋管	左	大願町大串 第 3 排水地先
	2 1	みさかい橋排水樋門	左	大和町みさかい橋		4 5	佐 藤 排 水 樋 管	左	大願町干場宅 地先
	2 2	中 村 排 水 樋 管	右	東町 216 中村宅裏		4 6	加 藤 排 水 樋 管	左	大願町加藤宅 地先
	2 3	中村(東町)排水樋門	左	東町 208 地先					
	2 4	東小学校右岸排水樋管	右	東町 1 条 7 丁目 1011					

(管理団体名) 岩 見 沢 市				(連絡先) 岩見沢市役所 建設部 建設管理課 (23－4111)							
施 設 名				岸	地 先 名	施 設 名				岸	地 先 名
茂 世 丑 川	48	山 田 排 水 樋 管	右	栗沢町上幌	上 幌 川	75	増井第 1 排水樋管	右	栗沢町上幌		
	49	古 堂 排 水 樋 管	右	栗沢町上幌		76	増井第 2 排水樋管	右	栗沢町上幌		
	50	鷺巣第 2 排水樋管	右	栗沢町上幌	川坂東	77	中 西 排 水 樋 管	右	栗沢町上幌		
	51	鷺巣第一排水樋管	右	栗沢町上幌	幌 向 川	78	清水第 1 排水樋管	左	栗沢町栗部		
	52	関 口 排 水 樋 管	右	栗沢町上幌		79	清水第 2 排水樋管	左	栗沢町栗部		
	53	小 原 排 水 樋 門	右	栗沢町上幌		80	山 本 排 水 樋 管	左	栗沢町上幌		
	54	道 下 排 水 樋 管	左	栗沢町上幌		81	上 幌 樋 門	左	栗沢町上幌		
	55	影 山 第 一 樋 管	右	栗沢町上幌		82	寺 本 排 水 樋 管	左	栗沢町上幌		
	56	影 山 第 二 樋 管	左	栗沢町上幌		83	林 排 水 樋 門	左	栗沢町上幌		
	57	松 下 排 水 樋 管	右	栗沢町上幌		84	南 山 排 水 樋 門	左	栗沢町上幌		
	58	三 嶋 樋 管	左	栗沢町上幌		85	高 尾 排 水 樋 管	左	栗沢町美流渡西町		
	59	2 6 号 樋 管	左	栗沢町茂世丑		86	遠 藤 排 水 樋 門	左	栗沢町美流渡西町		
	60	2 7 号 樋 管	右	栗沢町茂世丑		87	森 出 排 水 樋 管	左	栗沢町美流渡本町		
	61	藤 井 排 水 樋 管	左	栗沢町茂世丑		88	錦 排 水 樋 管	左	栗沢町美流渡錦町		
	62	藤田第 4 排水樋管	右	栗沢町茂世丑		89	堀 田 排 水 樋 管	左	栗 沢 町 栗 部		
二 の 沢 川	63	1 1 号 排 水 樋 管	右	栗沢町茂世丑	90	第 二 号 樋 門	左	栗沢町宮村			
	64	1 2 号 排 水 樋 管	右	栗沢町茂世丑	加 茂 川	91	加茂川右岸十線樋門	右	栗沢町砺波		
	65	1 3 号 排 水 樋 管	右	栗沢町茂世丑		92	加茂川左岸十線樋門	左	栗沢町必成		
茂 世 丑 川	66	No. 3 6 樋 門	左	栗沢町茂世丑		93	加茂川 1 1 線樋門	右	栗沢町必成		
	67	佐藤第一排水樋管	左	栗沢町茂世丑		94	加茂川右岸十二線樋門	右	栗沢町必成		
	68	藤田第 1 排水樋門	右	栗沢町茂世丑		95	加 茂 川 6 号 橋 下 流 樋 管	右	栗沢町必成		
	69	藤田第 2 排水樋管	左	栗沢町茂世丑	96	中 山 排 水 樋 管	左	栗沢町小西			
	70	藤田第三排水樋管	左	栗沢町茂世丑	97	加 茂 川 6 号 橋 (右岸) 上流樋管	右	栗沢町必成			
	71	藤田第 4 排水樋管	右	栗沢町茂世丑 茂世丑橋	旧 幌 向 川	98	星 野 排 水 樋 門 (石狩川治水事業所)	左	北村砂浜		
	72	藤本第 1 排水樋管	右	栗沢町茂世丑		99	中 川 樋 門	左	北村砂浜		
	73	藤本第 2 排水樋管	左	栗沢町茂世丑	別利川根	100	9 号 排 水 ポ ン プ	右	上幌向町 488-4		
74	安藤第 1 排水樋管	左	栗沢町茂世丑								

(管理団体名) 札幌開発建設部	(連絡先) 岩見沢河川事務所 (23-9555)
-----------------	--------------------------

施 設 名				岸	地 先 名	施 設 名				岸	地 先 名
石狩川	1-34	北 村 3 区 樋 管	左	北村中央	大 願 川	103-2	大 願 1 号 樋 管	左	北村大願		
	1-36	川 上 樋 門	右	北村北都		103-3	大 願 川 2 号 樋 門	右	北村大願		
	1-37	北 村 2 区 樋 門	左	北村豊里		103-4	大 願 3 号 樋 門	左	北村大願		
	1-40	北 村 1 区 樋 門	左	北村豊正		103-6	大 願 川 6 号 樋 門	右	北村大願		
都須川部	109-2	妹 尾 樋 門	左	北村豊正		103-7	岡 田 樋 門	左	北村大願		
旧美唄川	102-2	開 基 樋 門	左	北村美唄達布		103-8	大 門 樋 門	右	北村大願		
	102-3	原 林 樋 管	右	北村中央		103-9	渋 谷 樋 門	左	北村大願		
	102-4	北 村 2 号 樋 管	右	北村中央		103-10	樺 沢 樋 門	右	北村大願		
	102-5	北 村 3 号 樋 門	右	北村中央		第 一 幹 川	104-2	今 樋 門	左	北村大願	
	102-6	川 岸 樋 門	左	北村中央			104-3	三 浦 樋 門	右	北村大願	
	102-8	浄 水 場 樋 門	左	北村中央	104-5		松 井 樋 門	左	北村中小屋		
	102-9	逢 坂 樋 門	右	北村中央	104-6		開 拓 4 号 樋 門	左	北村中小屋		
	102-11	中 川 樋 門	左	北村栄町	104-7		武 部 樋 門	右	北村中小屋		
	102-12	伊 藤 樋 門	右	北村豊里	104-8		二 股 樋 門	左	北村中小屋		
	102-13	吉 岡 樋 管	右	北村豊里	104-9		新 林 樋 門	右	北村中小屋		
	102-14	岡 樋 管	左	北村栄町	104-10		有 明 樋 門	左	峰延町		
	102-15	2 区 幹 線 樋 門	右	北村豊里	104-11		高 泊 樋 門	右	峰延町		
	102-16	2 1 号 樋 管	左	北村栄町	104-12		渡 辺 樋 門	左	峰延町		
	美唄川	102-17	長 内 樋 門	右	北村豊里	川二号	105-1	魚 津 樋 門	左	北村中小屋	
		102-18	加 藤 樋 門	左	北村栄町	第 二 幹 川	106-1	榊 原 樋 門	右	北村中小屋	
		102-20	三 ヶ 月 樋 門	右	北村豊里		106-2	瀬 尾 樋 管	左	北村中小屋	
102-21		仁 木 樋 門	左	北村栄町	106-4		中 小 屋 樋 門	右	北村中小屋		
102-22		旧 美 1 号 樋 門	右	北村大願	106-5		松 枝 樋 門	左	北村中小屋		
102-23		鍛 冶 樋 門	左	北村大願	幾 春 別 川	90-2	今井幌達布 1 号樋門	左	北村幌達布		
102-24		旧 美 3 号 樋 門	左	北村大願		90-3	北 幌 上 流 樋 門	右	北村幌達布		
102-25		末 政 樋 門	右	北村大願		90-4	伊 藤 樋 門	左	北村幌達布		
102-26		旧 美 5 号 樋 門	右	北村大願		90-5	鯉 沼 樋 門	左	上幌向町		
102-27		旧 美 6 号 樋 門	左	北村大願		90-6	青 木 樋 門	右	西川町		
102-28		橋 場 樋 門	右	北村中小屋							
102-29		旧 美 8 号 樋 門	左	北村中小屋							
102-30		上 美 唄 水 門	横断	北村中小屋							
102-31		旧 美 1 1 号 樋 門	左	北村中小屋							
102-33	旧 美 9 号 樋 門	左	北村中小屋								
102-34	旧 美 1 0 号 樋 門	右	北村中小屋								

(管理団体名) 札幌開発建設部	(連絡先) 江別河川事務所 (011-382-2358)
-----------------	------------------------------

施 設 名			岸	地 先 名
夕張川	56-12	栗 丘 樋 門	右	栗沢町栗丘
清 真 布 川	56-2	ク ッ タ リ 樋 門	左	栗沢町北斗
	56-4	山 田 樋 門	右	栗沢町北斗
	56-5	高 橋 樋 門	左	栗沢町北斗
	56-6	四 線 樋 門	右	栗沢町北斗
	56-7	五線橋上流樋門	左	栗沢町北斗
	56-8	五 線 樋 門	右	栗沢町北斗
	56-9	日 笠 樋 門	左	栗沢町北斗
	56-10	東 三 号 樋 門	左	栗沢町北斗
	56-11	清 真 布 川 南 六 線 樋 門	右	栗沢町北斗
	56-13	桃 川 樋 門	左	栗沢町北斗
	56-14	南 七 線 樋 門	右	栗沢町北斗
	56-16	八 線 樋 門	右	栗沢町北斗
	56-17	東 五 号 樋 門	左	栗沢町北斗
	56-18	南 九 線 樋 門	右	栗沢町北斗
	56-19	9 線 上 流 樋 門	左	栗沢町自協
	56-20	清 真 布 川 東 六 号 樋 門	右	栗沢町砺波
	56-21	清 真 布 川 左 岸 東 六 号 樋 門	左	栗沢町砺波
	56-22	清 真 布 川 右 岸 東 八 号 樋 門	右	栗沢町砺波
	56-23	清 真 布 川 左 岸 東 八 号 樋 門	左	栗沢町砺波
幌 向 川	56-12	東四号左岸樋門	左	栗沢町北斗
	55-7	東二号下流樋門	右	幌向
	55-11	東四号右岸樋門	右	中幌向
	55-6	上 部 樋 門	左	栗沢町北斗

資料 28 (第 11 章第 4 節 1 (1) 関係)

【主な危険物取扱い施設】

都市ガス製造所

事業所名	所在地	1 日の処理能力
岩見沢ガス(株)	2 条西 16 丁目	22,200 m ³

高圧ガス（L P ガス）充填所等

事業所名	所在地	1 日の処理能力	区分
(株) エネサンス 北海道 岩見沢工場	南町 9 条 4 丁目 3 番 4 号	64,220 m ³	充填所
北海道エナジティック(株) 岩見沢営業所	岡山町 129 番地 25	106,792 m ³	充填所 移動式製造設備 (バルクローリー)
岩見沢液化ガス(株)	3 条東 14 丁目 9 番地	129,137 m ³	充填所 オートスタンド
北燃商事(株) 燃料事業部 岩見沢センター	東町 313 番地 2	153,435 m ³	充填所 移動式製造設備 (バルクローリー)

危険物給油取扱所（ガソリンスタンド）

事業所名	給油所名	設置場所	貯蔵量(ℓ)
いわみざわ農業協同組合	鉄 北	桜木1条1丁目	70,000
	美 園	駒園1丁目1-1	70,000
	幌 向	中幌向町1-14	38,574
	北 村	北村赤川3563番地2	30,576
大 西 商 事 (株)	岩 見 沢 東	8条東12丁目	67,500
	岩 見 沢 1 条	1条西9丁目	60,000
武 蔵 商 事 (株)	日 の 出	日の出北1丁目	48,000
(株) ア サ ヒ 興 産	岩 見 沢 給 油 所	2条東16丁目	57,600
三 谷 石 油 (株)	4 条	4条東1丁目	70,000
	南	美園4条1丁目	58,576
北 海 道 エ ネ ル ギ ー (株)	チャレンジ岩見沢店	10条東1丁目1	90,000
(株) い わ せ き	岩 見 沢 イ ン タ ー	駒園8丁目1番28号	90,000
空 知 石 炭 (株)	岩 見 沢 バ イ パ ス	美園1条2丁目	48,000
(株) 岩見沢パーキングセンター	4 条	5条東5丁目	30,000
サ ン シ ン 油 業 (株)	大 和	大和3条8丁目	57,000
(株) 向 田 自 動 車	岩 見 沢 大 和	大和2条9丁目	58,800
(株) ア イ ッ ク ス	A I X ' 岩 見 沢	大和3条8丁目9	90,000
(株) 君 島 商 会	岩 見 沢 南	南町9条2丁目19番地	50,000
西 日 本 フ リ ー ト (株)	1 2 号 線 岡 山	岡山町317番地	130,000
(有) 下 野 商 店	S S サ ン ロ ード	栗沢町最上7番地	30,000
(株) ト ッ キ ュ ウ	栗 沢 店	栗沢町由良205番地26	70,000
(株) 小 林 本 店	幌 向	幌向南1条5丁目397-3	70,000
	R 2 3 4 岩 見 沢 S S	志文町309-48	96,000

危険物（石油類）充てん施設

事業所名	給油所名	設置場所	貯蔵量(ℓ)
北燃商事(株)	燃料センター	東町313番地	100,000
	幌向灯油センター	幌向南1条4丁目	49,000
	志文燃料センター	志文町377	495,000
(株) い わ せ き	岩見沢燃料センター	4条西18丁目	146,000
エア・ウォーター・ ライフソリューション(株)	第二支店 岩見沢営業所 岩見沢サービスセンター	2条東16丁目	48,000
(株) エネサンス北海道	岩見沢ガスショップ	南町9条4丁目	100,000
武蔵商事(株)	燃料センター	日の出北1丁目	87,000
サンシン油業(株)		大和3条8丁目	192,000
(株) 君島商会		志文町149番地	67,000
(株) 小林本店		幌向南1条5丁目397-2	97,800
北海道エナジティック(株)	岩見沢営業所	岡山町129-9	78,000
(株) 春木商店	灯油センター	上志文町199-8	96,000
(株) ト ッ キ ュ ウ		栗沢町由良205	147,000
ミナミ石油(株)		志文本町1条4丁目	40,000
空知石炭(株)		4条西16丁目	98,000

資料29（第11章第4節1(5)関係）

【放射性同位元素等使用事業所】

場 所	住 所	使用区分
岩見沢市立総合病院	9条西7丁目2番地	非密封

